

令和5年度（2023年度）

北海道環境基本計画〔第3次計画〕に基づく
施策の進捗状況の点検・評価結果

令和6年（2024年）3月

北 海 道

目 次

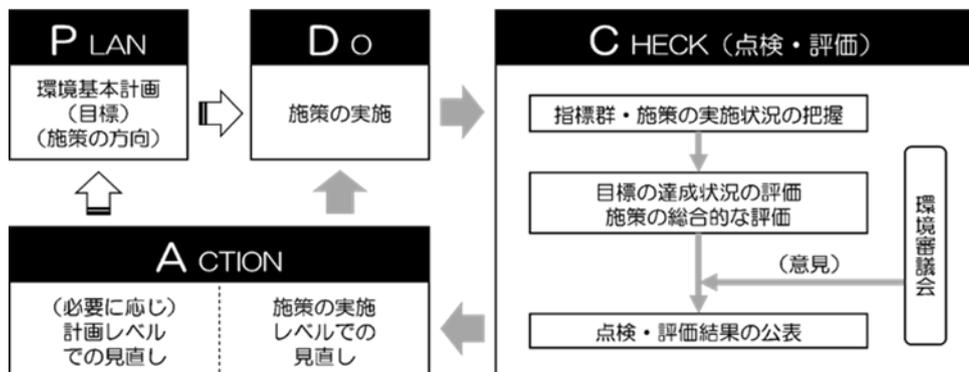
I	はじめに	1
II	分野毎の取組	3
	分野1 「地域から取り組む地球環境の保全」	3
	分野2 「北海道らしい循環型社会の形成」	12
	分野3 「自然との共生を基本とした環境の保全と創造」	21
	分野4 「安全・安心な地域環境の確保」	38
	分野5 「共通的・基盤的な施策」	47

はじめに

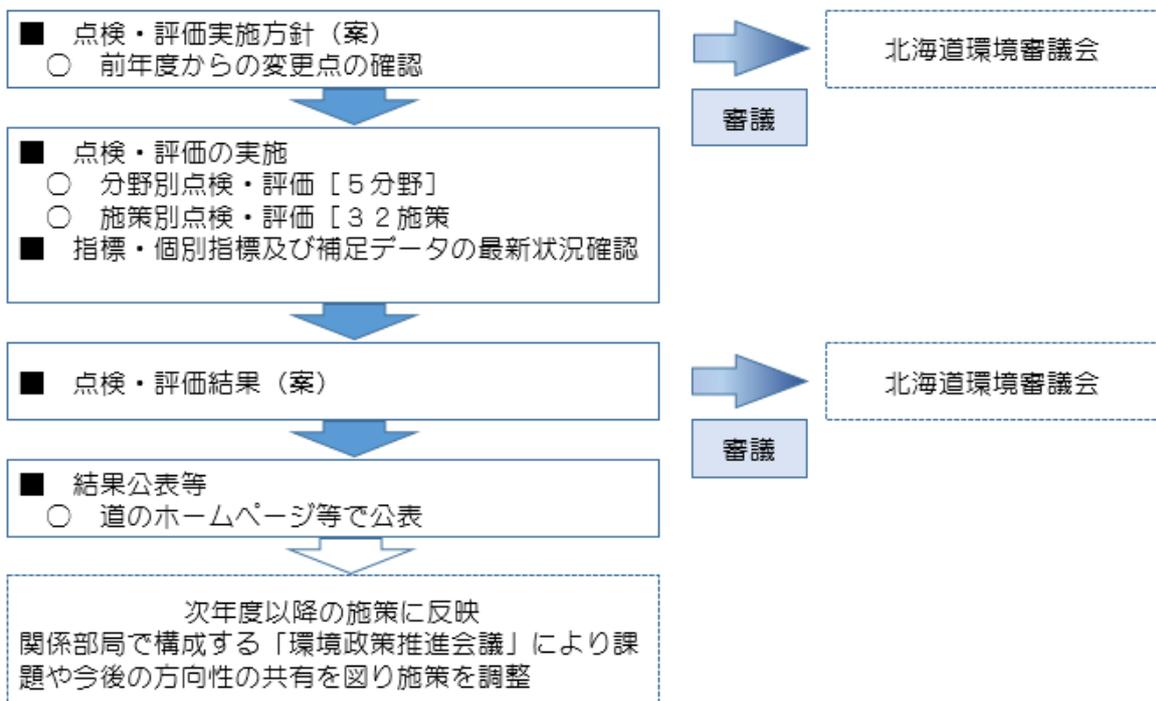
北海道環境基本計画〔第3次計画〕（期間：令和3年度から概ね10年間、以下「基本計画」という。）では、その着実な推進を図るため、基本計画に基づく施策の進捗状況を定期的に点検・評価することとしており、この度、令和5年度における施策の進捗状況等について取りまとめました。

北海道環境基本計画（第3章 計画の推進）「3 計画の進行管理」

- 計画の着実な推進を図るため、計画に基づく施策の進捗状況を定期的に点検・評価します。
- 計画に基づく施策の進捗状況の点検・評価は、施策分野ごとに定める指標群の状況等や「施策の方向」に基づく各施策の実施状況などをもとに、各施策分野の目標の達成状況や施策の進捗状況の確認、各分野それぞれの視点から見た総合的な評価などを実施し、課題等を整理することにより行います。
- 点検・評価は、PDCAサイクルの考え方にに基づき、適切で効率的・効果的なものとなるようにします。また、点検・評価の実施に当たっては、知事の附属機関である環境審議会の意見を聴きながら進めます。
- 点検・評価の実施結果等については、環境白書やホームページなどを通じて広く公表します。



点検・評価の流れ、方針



全体の施策体系と個別計画・関連計画等

施策体系	個別計画・主な関連計画等
分野1 地域から取り組む地球環境の保全	
ア 温室効果ガス排出抑制対策等の推進	ゼロカーボン北海道推進計画
（ア）多様な主体の協働による社会システムの脱炭素化	水素社会実現戦略ビジョン
（イ）地域の特性を活かした自立・分散型エネルギーの導入等	省エネルギー・新エネルギー促進行動計画
（ウ）森林等における吸収源対策	森林吸収源対策推進計画
イ 気候変動への適応策の推進	気候変動適応計画
ウ その他の地球環境保全対策の推進	海岸漂着物対策推進計画
分野2 北海道らしい循環型社会の形成	
ア 3Rの推進	循環型社会推進基本計画
イ 廃棄物の適正処理の推進	廃棄物処理計画 ごみ処理広域化・処理施設集約化計画 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画
ウ バイオマスの利活用の推進	バイオマス活用推進計画
エ リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興	省エネルギー・新エネルギー促進行動計画
分野3 自然との共生を基本とした環境の保全と創造	
ア 自然環境等の保全及び快適な環境の創造	生物多様性保全計画
（ア）すぐれた自然環境の保全	湿原保全マスタープラン
（イ）公益的な機能の高い森林の保全	森林づくり基本計画
（ウ）快適な環境の保全と創造	
（エ）北海道らしい景観の形成	景観形成ビジョン
イ 知床世界自然遺産の厳格な保全と適正な利用	知床世界自然遺産地域管理計画 知床ツーリズム戦略
ウ 自然とのふれあいの推進	
（ア）自然とのふれあいの場と機会の確保	
（イ）自然の適正な利用	アウトドア活動振興推進計画
（ウ）飼養動物の愛護と管理	動物愛護管理推進計画
エ 野生生物の保護管理	
（ア）希少野生動植物種の保護	希少野生動植物種保護基本方針
（イ）外来種の防除の推進	外来種対策基本方針
（ウ）野生鳥獣の適正な保護管理	鳥獣保護管理事業計画 エゾシカ管理計画 ヒグマ管理計画 アザラシ管理計画
分野4 安全・安心な地域環境の確保	
ア 大気、水などの生活環境の保全	
（ア）大気環境の保全	
（イ）水環境の保全	全道みな下水道構想IV 湖沼環境保全基本指針 水道水源保全に関する基本方針 北海道水道ビジョン
（ウ）騒音・振動・悪臭防止・土壌汚染・地盤沈下対策	
イ 化学物質等による環境汚染の未然防止	化学物質問題に関する取組方針
ウ その他の生活環境保全対策	
分野5 共通的・基盤的な施策	
ア 環境に配慮する人づくりの推進	環境教育等行動計画
（ア）環境教育の推進・環境負荷の少ないライフスタイルの定着	教育推進計画
（イ）民間団体等の自発的な環境保全活動の促進・協働取組の推進	
イ 環境と経済の好循環の創出	
（ア）環境に配慮した事業活動の推進	道の事務・事業に関する実行計画
（イ）環境と調和した産業の展開	農業・農村振興推進計画 クリーン農業推進計画 有機農業推進計画
（ウ）環境ビジネスの振興	省エネルギー・新エネルギー促進行動計画
ウ 環境と調和したまちづくり	住生活基本計画 「北の住まいるタウン」の基本的な考え方
エ 基盤的な施策（調査研究・情報提供・国際的な取組）	

分野1 地域から取り組む地球環境の保全

<令和4年度 of 取組>

ア 温室効果ガス排出抑制対策等の推進

(ア) 多様な主体の協働による社会システムの脱炭素化

(施策の基本的な方向性)

- 省エネルギーの徹底やエネルギーの効率的利用により、二酸化炭素など温室効果ガスの排出を抑制する。
- 化石燃料への依存の少ないライフスタイルや事業活動への転換を推進する。

(施策の方向)

- 環境・経済・社会の統合的向上による脱炭素社会の実現に向け、様々な主体と「2050年までのゼロカーボン北海道の実現」という目標を共有しながら協働し、社会システムの脱炭素化に向けた取組を総合的に推進します。

○ 省エネルギー設備導入の促進

- ・省エネ設備の導入を前提とした設計や調査、複数事業者のコンソーシアム形式による省エネ設備導入など、高い波及効果が期待されるモデル的・先駆的な取組に対し支援を実施

○ 企業活動の脱炭素化に向けたモデルプランの作成

- ・省エネと新エネ、二酸化炭素を排出しない水素など次世代のエネルギーとの最適な組み合わせによる企業活動の脱炭素化に向け、道内に集積する主要業種である製造業と宿泊・飲食サービス業のカーボンニュートラル化モデルプランを作成し公開

○ 「省エネセミナー」の開催

- ・民間事業者や家庭を対象に、省エネの意義や負担軽減効果などの普及啓発を行うため、「この冬を乗り切ろう！北海道省エネ対策！セミナー」を6地域で実施

○ 「ゼロカーボン北海道チャレンジ！」の実施の呼びかけ

- ・9つの分類、32の取組、4つの重点プロジェクトで構成される脱炭素に向けたライフスタイル・ビジネススタイルの転換につながるゼロカーボンの取組を広く呼びかけ

○ 「ほっかいどう省エネ3Sキャンペーン」

- ・北海道クールアース・デイ（7月7日）を中心とする期間の温暖化対策の啓発
- ・働きやすい服装で執務を行うナチュラル・ビズ・スタイルの実践
- ・事業者へ省エネ型ビジネススタイル・ライフスタイルを呼びかけ
～「クールあいらんどキャンペーン」及び「あったまろうキャンペーン」の実施（参加数3,738事業者）

○ 道における次世代自動車の導入

- ・「環境物品等調達方針」による道における公用車の次世代自動車等の導入の推進
（令和3年度末保有台数 2,373台、うち令和3年度導入 275台）
（令和4年度末保有台数 2,346台、うち令和4年度導入 309台）

○ 次世代自動車の普及啓発

- ・商業施設における展示会の開催（1地域1回）や各地域の環境イベント等への出展（11地域11回）により次世代自動車の普及啓発を実施したほか、雑誌掲載や動画作成、ポータルサイトの開設等により、次世代自動車の優位性を周知

※次世代自動車：ハイブリッド(HV)、プラグインハイブリッド(PHV)、電気自動車(EV)、天然ガス自動車(CNG)、燃料電池車(FCV)

(イ) 地域の特性を活かした自立・分散型エネルギーの導入等

(施策の基本的な方向性)

- バイオマスや風力などの利活用による再生可能エネルギーの導入を推進する。

(施策の方向)

- 太陽光、風力、地熱、中小水力、バイオマス、雪氷など全国トップクラスの豊富なエネルギー資源を有効に活用した自立・分散型エネルギーの導入等を進めます。

○ 新エネルギー導入の取組

- ・ゼロカーボン地域プロジェクト支援事業
～エネルギー自立型施設の構築や地域と企業等が連携した需給一体型エネルギーシステムの構築を支援（8件）
- ・新エネルギー導入促進支援事業
～地域新エネルギー導入コーディネーターの市町村への派遣による事業の掘り起こし（35件）や新エネルギーの最新の動向、取組事例を紹介するセミナー（4回）を開催
- ・新エネルギー設備等導入支援事業
～地域が主体となって行う新エネルギー設備導入等を支援（8件）
- ・洋上風力発電導入加速化事業
～地元合意形成支援のための住民説明会（5回）、洋上風力発電の仕組みや導入事例等に関するセミナー（1回）の開催、冊子作成
- ・地域新エネルギー導入調査総合支援事業
～地域が行う新エネルギー導入のための調査や実証実験の支援（4件）、技術的な指導・助言（8町）

○ 水素の利用などによる脱炭素社会に向けた取組

- ・防災総合訓練において燃料電池自動車（FCV）の外部給電器接続（3地域3回）
- ・燃料電池自動車等を利用した水素普及啓発（8地域8回）
- ・燃料電池自動車（FCV）導入の推進
～道公用車として燃料電池自動車を導入（胆振総合振興局2台、十勝総合振興局1台）

○ 地域新エネルギー導入アドバイザー制度

- ・地域新エネルギー導入検討アドバイス（10市町村）
- ・小水力発電に関する講演（参加市町村数13市町村）

(ウ) 森林等における吸収源対策

(施策の基本的な方向性)

- 森林等における二酸化炭素吸収源対策を推進する。

(施策の方向)

- 「森林吸収源対策推進計画」に基づき、森林の整備や保全を着実に進めるとともに、地域材の利用を促進し、森林や木材が持つ二酸化炭素吸収・固定機能の高度発揮を図るなど、森林における吸収源対策を推進します。
- 都市公園の整備等による都市の緑地の保全や農地土壌の適切な管理といった吸収源対策を推進します。

○ 森林吸収源の取組

- ・市町村や関係機関が参画する地域協議会を令和4年5月末までに全振興局に設置し、手入れが行われていない森林の情報や公共施設や民間施設における木材利用の先進事例を共有するとともに、森林整備などの事業の実行段階についても、振興局を通じてきめ細かな支援を実施

○ 農地土壌、都市緑化、自然環境、水産分野の吸収源の取組

- ・クリーン農業や有機農業の普及拡大を図るため、栽培技術指導や販路開拓・理解醸成、YES!clean表示制度の普及啓発等への支援
- ・宗谷ふれあい公園の再整備事業にあわせ、パークゴルフ場の植生を実施
- ・自然公園や環境緑地保護地区等において、温室効果ガスの吸収・固定作用を有する森林や湿地などの生態系を保全し、適正な管理を推進
- ・ブルーカーボンが注目される中、二酸化炭素の吸収源としても期待される藻場・干潟の保全・創造に関する取組を実施

イ 気候変動の影響への適応策の推進

(施策の基本的な方向性)

- 自然や社会のあり方を調整し、気候変動の影響に適応する。

(施策の方向)

- 気候変動により想定される災害、食料、健康などの様々な面での影響への適応を進めるため、関係機関と連携を図りながら、「産業」、「自然環境」、「自然災害」及び「生活・健康」の4つの分野について重点的に取り組むとともに、情報収集や普及啓発等を行うことにより、北海道における気候変動への適応策を推進します。
また、必要な情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を効果的に行うため、「気候変動適応法」に基づく「地域気候変動適応センター」機能を確保します。

○ 適応に関する理解の促進

- ・気候変動適応に関する市町村向けセミナー開催（1回、23市町村、5振興局、参加者32名）
- ・気候変動適応に関する道民向けセミナー開催（2回、参加者229名）
- ・気候変動適応ハンドブック（生活・健康編）を作成、市町村等に配布（10,000部）

○ 気候変動適応北海道広域協議会への参画

- ・気候変動適応北海道広域協議会に参画し、各機関との情報交換や情報収集を実施（3回）

○ 道民、事業者向け意識調査の実施

- ・気候変動の影響や適応に関するアンケート調査等を実施
道民(4,398人)、農業(145団体)、漁業(57団体)、観光(118団体)、スキー場運営事業者(62団体)から回答

○ 北海道気候変動適応センターでの情報収集、発信

- ・道総研などの協力を得て、道内の気候変動の適応に関する研究論文データを収集、分野別に分類し、ホームページで発信
- ・道内の市町村や関係団体等に対し、メールニュースを配信（年11回）

ウ その他の地球環境保全対策の推進

(施策の基本的な方向性)

- フロン類の管理の適正化などを推進する。

(施策の方向)

- 温室効果ガス排出抑制及びオゾン層保護のため、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化を推進します。
- 酸性雨や海洋汚染、漂着ごみなどの広域的な環境問題に対応するため、国等と連携し適切なモニタリング・調査研究等を行います。

○ フロン類対策

- ・フロン類使用機器の管理者や関係事業者への立入検査時の指導・助言
～点検の実施や漏えいの実態など管理状況について立入検査を強化
- ・北海道フロン類適正管理推進協議会の開催
～フロン類の適正管理を推進するため、フロン類使用機器の管理者や機器整備事業者、充填回収業者などへ適正管理を呼びかけ

○ 酸性雨対策

- ・土壌・森林植生モニタリング調査
～生態系への影響を早期に把握するため、支笏・洞爺国立公園や知床国立公園において実施

○ 海岸漂着物対策

- ・海洋漂着物組成調査
～継続的に調査可能な調査地点1地点（石狩市海岸）を選定し、調査を実施
～調査地点では、流木（自然物）を除くと、プラスチックごみ（人工物）が最も多かった
～プラスチックごみ（人工物）は、生活ごみ等の占める割合が高い
- ・海岸漂着物等の処理
～海岸管理者や市町村等が国の地域環境保全対策費補助金を活用して回収・処理、発生抑制対策事業を実施

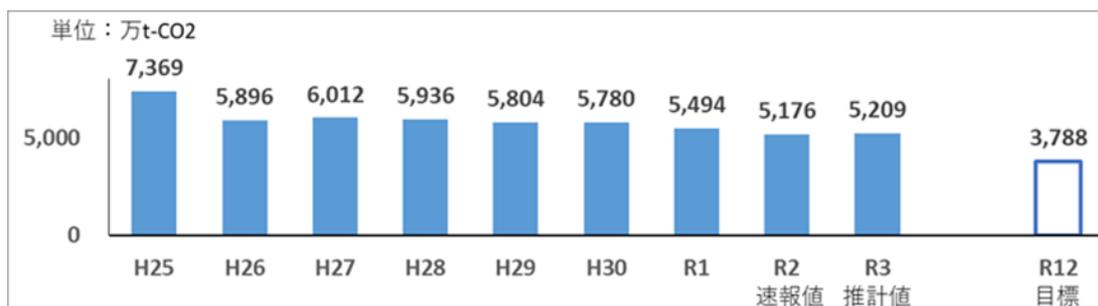
<進捗状況の評価と課題>

ア 温室効果ガス排出抑制対策等の推進

(ア) 多様な主体の協働による社会システムの脱炭素化

【温室効果ガス実質排出量】(指標)

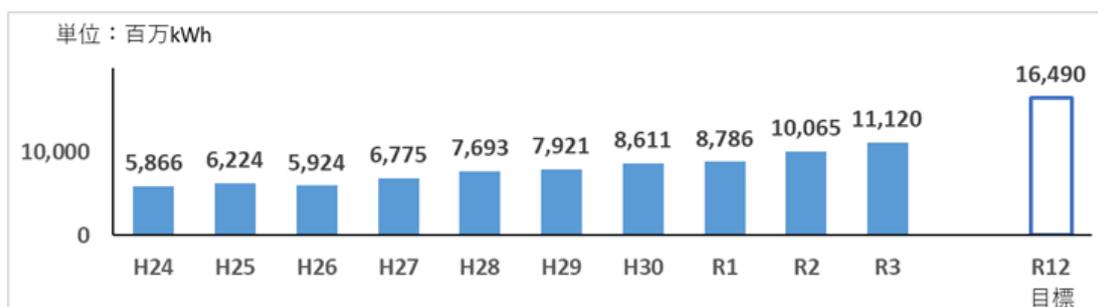
- 令和2年度(速報値)は基準年度と比較し、29.8%減となっており、平成25年度からの減少傾向が続いている。
排出量の約85%を占める二酸化炭素排出量では、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門の排出量が基準年度より減少している。
家庭や事業所での省エネの取組などが促進したことなどが要因と考えられる。
- 削減目標の達成に向けては、さらなる排出削減や吸収源確保の取組を推進することが必要。



(イ) 地域の特性を活かした自立・分散型エネルギーの導入等

【新エネルギー導入量発電分野(発電電力量)】(指標)

- 令和2年度実績の約1割となる1,000万kWh増加し、令和12年度の目標達成に向けて順調に推移している。
太陽光発電設備や風力発電設備の新設、太陽光や廃棄物の稼働率の増加などにより実績値が伸びたことによる。
- 省エネ・新エネ促進行動計画に基づき、エネルギー地産地消への支援や大規模でコスト低減が見込まれる洋上風力などの開発・導入を促進する。

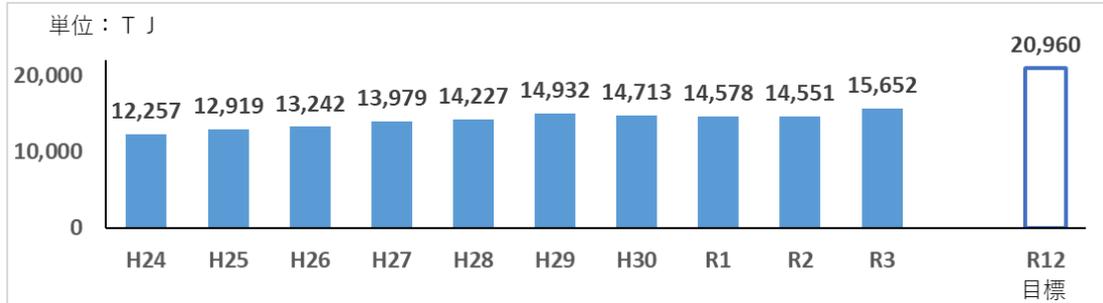


※二酸化炭素の排出量削減のためには化石燃料をはじめとしたエネルギーの利用をできる限り減らすことが必要だが、新エネルギーの導入が進むことにより、結果として発電のための化石燃料の使用割合の減少が見込まれ、二酸化炭素の排出量削減に寄与することが期待される。

※新エネルギー導入量発電分野(発電電力量)の目標値は、関連計画である省エネルギー・新エネルギー促進行動計画において設定した導入量目標値20,455百万kWhから、道外移出相当分3,965百万kWhを差し引いた16,490百万kWhとなっている。

【新エネルギー導入量熱利用分野】（指標）

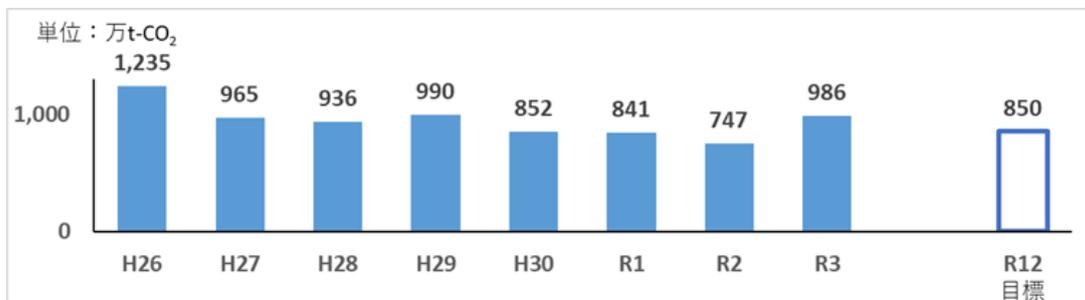
- 令和2年度実績から約1,000TJ増加し、令和12年度の目標達成に向けて順調に推移している。
木質バイオマス施設の新設や供給量増、公共施設への地中熱施設の新設などにより熱利用が進んだ。
- 省エネ・新エネ促進行動計画に基づき、地域毎に特色を有する資源を活用したエネルギー地産地消への支援など、新エネルギーを活用した熱利用を促進する。



(ウ) 森林等における吸収源対策

【森林吸収量】（個別指標）

- 令和3年度の森林による吸収量は986万t-CO₂で、前年度から32%増加。
令和3年度の増加については、コロナ禍において一時的に皆伐による伐採量が減少したことなどが要因と考えられる。
- 森林吸収源対策を推進するために、森林の若返りによる活力ある森林づくりや、道産木材の利用促進に取り組む。



(参考) 「二酸化炭素吸収量」※森林、農地土壌、都市緑化により二酸化炭素を吸収した量

吸収源	(単位: 万t-CO ₂)							
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R12(目標)
森林	965	936	990	852	841	747	986	850
農地土壌	-19	34	43	86	38	63	120	276
都市緑化	16	16	16	16	16	16	20	16
合計	962	986	1049	953	895	826	1,126	1,142

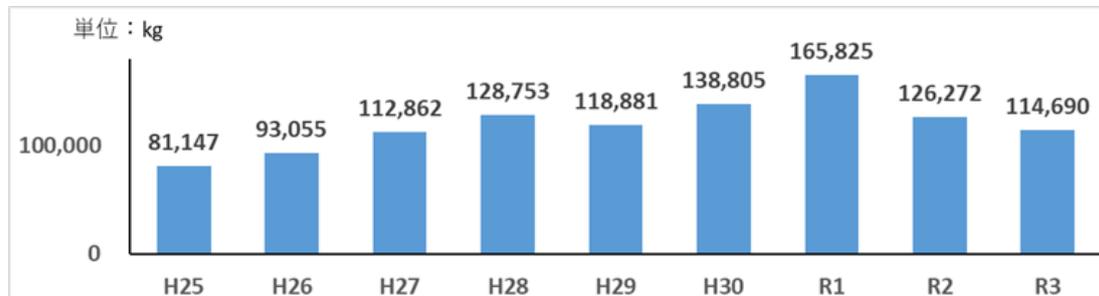
「令和4年度（2022年度）ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組に関する年次報告」より

ウ その他の地球環境保全対策の推進

【フロン排出抑制法に基づくフロン類の回収量】（補足データ）

- 平成25年度から令和元年度にかけて増加傾向であったが、その後の令和2年度、3年度は回収量減少が続いている。

なお、破壊量は毎年回収量の8割程度で推移している。



<今後の取組>

ア 温室効果ガス排出抑制対策等の推進

(ア) 多様な主体の協働による社会システムの脱炭素化

(温室効果ガス排出量削減)

- ・「省エネセミナー」の開催
～事業者や家庭を対象
- ・スマートフォンアプリによる家庭のCO₂排出量の「見える化」を推進するとともに、得られたデータを市町村の施策検討の基礎データとして活用。
- ・道内各地域におけるイベント出展などにより、省エネルギー・再エネルギーの取組をはじめとした、道民の行動変容につながる啓発を推進。
- ・「ほっかいどう省エネ3Sキャンペーン」
～北海道クールアース・デイ（7月7日）を中心とする期間の温暖化対策の啓発
～働きやすい服装で執務を行うナチュラル・ビズ・スタイルの実践
～事業者へ省エネ型ビジネススタイル・ライフスタイルを呼びかけ
（「クールあいらんどキャンペーン」及び「あったまろうキャンペーン」を実施）

(次世代自動車)

- ・展示会の開催や各地域の環境イベント等への出展により、次世代自動車の普及啓発を実施するほか、雑誌掲載やポータルサイトの運営等により、次世代自動車の優位性を周知

(イ) 地域の特性を活かした自立・分散型エネルギーの導入等

- ・ゼロカーボン地域プロジェクト支援事業
～エネルギー自立型施設の構築や地域と企業等が連携した需給一体型エネルギーシステムの構築を支援
- ・新エネルギー導入促進支援事業
～地域新エネルギー導入コーディネーターの市町村への派遣による事業の掘り起こしや新エネルギーの最新の動向、取組事例を紹介するセミナーを開催
- ・新エネルギー設備等導入支援事業
～地域が主体となって行う新エネルギー設備導入等を支援
- ・洋上風力発電導入加速化推進事業
～地元合意形成支援のための住民説明会、洋上風力発電の仕組みや導入事例等に関するセミナーの開催、冊子作成
- ・地域支援エネルギー導入調査総合支援事業
～地域が行う新エネルギー導入のための調査や実証実験の実施、技術的な指導・助言
- ・需要家の省エネルギーの意識や行動の定着を進めるほか、省エネ設備の導入やエネルギー利用の効率化に関する取組を支援

(ウ) 森林等における吸収源対策

- ・引き続き、地域協議会等を通して、手入れが行われていない森林の情報や公共施設や民間施設における木材利用の先進事例を共有するとともに、森林整備などの事業の実行段階についても、振興局を通じてきめ細かな支援を実施

イ 気候変動への適応策の推進

- ・北海道気候変動適応センターの機能確保を図りつつ、道民や事業者の適応に対する関心を深め、それぞれの主体における取組が促進されるよう、関係機関等と連携して適応の情報提供や普及啓発を引き続き実施

ウ その他の地球環境保全対策の推進

(フロン類対策)

- ・管理者や関係事業者への立入検査時の指導・助言
～点検の実施や漏えいの実態など管理状況について立入検査を強化
- ・北海道フロン類適正管理推進協議会の開催
～フロン類の適正管理を推進するため、フロン類使用機器の管理者や機器整備事業者、充填回収業者などへ適正管理を呼びかけ

(酸性雨・海岸漂着物対策)

- ・酸性雨のモニタリングや海岸漂着物対策など、引き続き広域的な環境問題に取り組む。

分野2 北海道らしい循環型社会の形成

<令和4年度の取組>

ア 3Rの推進

(施策の基本的な方向性)

- 廃棄物等の発生・排出を抑制し、循環資源の循環的利用を推進する。

(施策の方向)

- 3Rを推進するため、環境に配慮するライフスタイル・ビジネススタイルの定着に向けた普及啓発や、廃棄物の排出抑制・リサイクルに係る基盤整備を進めるほか、各種リサイクル法に基づき、個別分野のリサイクルを推進します。

○ 3R推進の取組

- ・法に基づいて、多量排出事業者を公表
- ・3Rハンドブックやポスターによる普及啓発の実施（ハンドブック800部、ポスター420部）
- ・各（総合）振興局において3Rキャンペーンを実施（4振興局）
- ・容器包装の簡素化に関するパネル展を実施（12月19日～12月21日）
- ・第36回ビジネスE X P Oにおいて北海道認定リサイクル製品等のPRを実施
- ・プラスチックごみ削減に向けて、コンビニエンスストアと連携してレジ袋辞退を呼びかけ
- ・市町村において、容器包装廃棄物の分別収集を実施（令和3年度回収量：約16万トン）
- ・自治会・町内会などにおいて、集団回収を実施（10,721団体）
- ・家電リサイクル法に基づくテレビ等4品目の引き取りや再商品化などを実施（令和3年度：約57万台）

イ 廃棄物の適正処理の推進

(施策の基本的な方向性)

- 廃棄物の適正処理を推進する。

(施策の方向)

- 一般廃棄物の処理を担う市町村等に対し、一般廃棄物の処理に関する市町村の責務が十分果たされるよう有効な情報提供や技術的支援等を行い、適正処理の徹底や施設整備を促進します。また、大規模災害の発生に備え、災害廃棄物にかかる対策を推進します。
- 産業廃棄物の排出事業者や処理業者に対し、監視・指導等を行うとともに、優良処理業者を育成し、適正処理を推進します。また、関係機関等との適切な役割分担のもと、PCB廃棄物などの有害廃棄物の適正処理を進めます。
- 不法投棄や不適正処理について、市町村、北海道警察、海上保安庁等の関係機関と連携し、適正処理に関する普及啓発等により未然防止を図るとともに、監視体制を強化して早期発見・早期対応に努めます。

○ 一般廃棄物の適正処理

- ・「3Rハンドブック」や道のホームページを通じた情報提供
- ・循環型社会形成推進交付金によるリサイクル施設等の整備補助（21件）
- ・循環型社会形成地域推進計画策定への助言
- ・空き缶等散乱防止をテーマとしたポスター及び標語の公募、入賞作品の展示、啓発資材への応用（応募数：ポスター126作品、標語1003作品）

○ 産業廃棄物の適正処理

- ・第一管区海上保安本部や道警察本部などとの情報交換及び協議の実施
- ・産業廃棄物排出事業場等への立入検査（令和4年度1,539件）
- ・電気機器のPCB分析費用の補助（24件）

○ 不法投棄等の防止

- ・廃棄物不法投棄等対策指導員の配置（5振興局）
- ・環境月間（6月）と廃棄物適正処理推進月間（10月）にスカイパトロールや廃棄物運搬車両の路上検問、新聞広告等を実施
- ・多くの道民や企業などからの情報提供を目的に設置した「産廃110番」（0120-53-8124）への通報対応（令和4年度46件）

○ 産業廃棄物処理業者の優良認定制度

- ・ホームページや北海道産業資源循環協会主催研修会でチラシを配布し制度をPR

ウ バイオマスの利活用の推進

（施策の基本的な方向性）

- 廃棄物系及び未利用バイオマスの利活用を推進する。

（施策の方向）

- 「北海道バイオマス活用推進計画」に基づき、市町村などの取組を促進するとともに、利活用システムの構築や施設整備を支援します。

○ 北海道バイオマスネットワーク会議

- ・道内のバイオマス資源の有効活用を促進するため、フォーラム開催やメールマガジン配信を行ったほか、補助事業により地域の施設整備に向けた取組を支援
～北海道バイオマスネットワークフォーラム2023（276名）
～メールマガジン配信（11回）
～みどりの食料システム戦略推進交付金（5件）

○ 国によるバイオマス産業都市の選定

- ・道内選定（累計38市町村）
- ・令和4年度選定（1件）
～浜中町 ①第三地区集中型BGPプロジェクト
②姉別集中型BGPプロジェクト

エ リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興

(施策の基本的な方向性)

- リサイクル関連産業を振興し、循環型社会ビジネス市場の拡大を図る。

(施策の方向)

- リサイクル関連産業の創出・育成や再生品の利用拡大・生産拡大の促進などにより、循環型社会ビジネスの振興を図ります。

○ 再生品の利用拡大の推進

- ・ ホームページや展示会等による北海道認定リサイクル製品や認定制度等の普及啓発
～北海道認定リサイクル製品の優先使用及び普及啓発
～北海道認定リサイクル製品の認定（令和4年度末166製品）
～北海道リサイクルブランドの認定（令和4年度末5製品）

○ 北海道循環資源利用促進協議会

- ・ 未利用循環資源についてリサイクルの可能性などを検討
～使用済み太陽光発電パネル・リサイクルスキーム構築検討WG（1回）
～廃石こうボードリサイクル促進事業化WG（1回）

○ 循環資源利用促進税事業

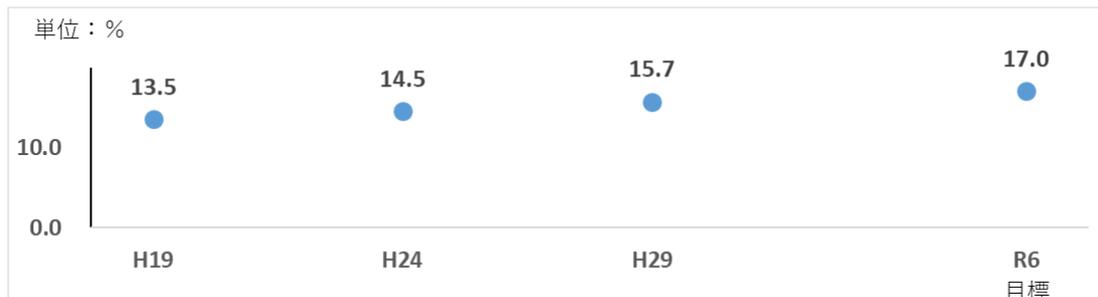
- ・ 産業廃棄物のリサイクル等の設備整備や研究開発に対する補助（13件）
- ・ 中小企業等へのリサイクルアドバイザーの派遣（1件）
※平成29年度から令和3年度に整備された設備による最終処分量の削減効果
～再生利用量49万トン、減量化量約2万トン

<進捗状況の評価と課題>

ア 3Rの推進

【循環利用率】（指標）

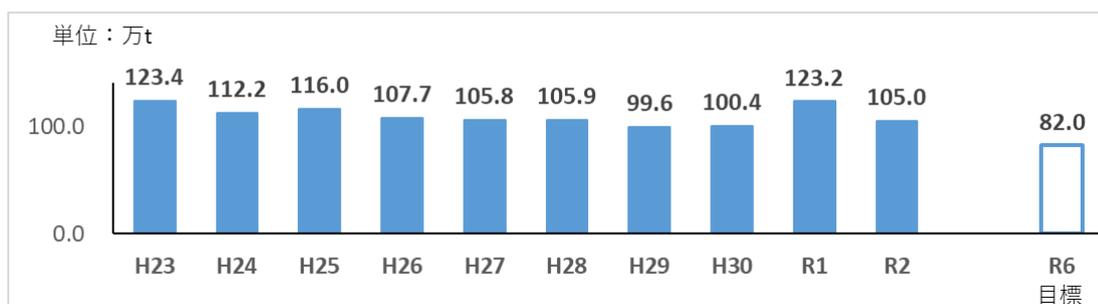
- 基準年以降、指標の調査結果が出ていないことから現時点での進捗は不明。
当該指標の調査は5年に1度であり、最新となる令和4年度の調査結果がまだ出ておらず、基準年からの進捗状況は現時点では不明。
- 目標の達成に向けて、引き続き、循環型社会形成推進基本計画に沿って廃棄物の排出削減やリサイクルの取組を進める。



イ 廃棄物の適正処理の推進

【最終処分量】（指標）

- 一般廃棄物は減少傾向、産業廃棄物は横ばいで全体としては横ばいで推移している。
一般廃棄物は一人あたりのごみの排出量や人口減少による排出量の減少に伴い、最終処分量が減少したと思われる。
- 目標の達成に向けて、資源化による減容化や可燃物の広域処理による最終処分量の削減の推進、循環資源利用促進税事業の活用など、廃棄物の排出量削減やリサイクルの取組を一層進める。



※ 令和元年度から推計方法を変更。

(地域別)

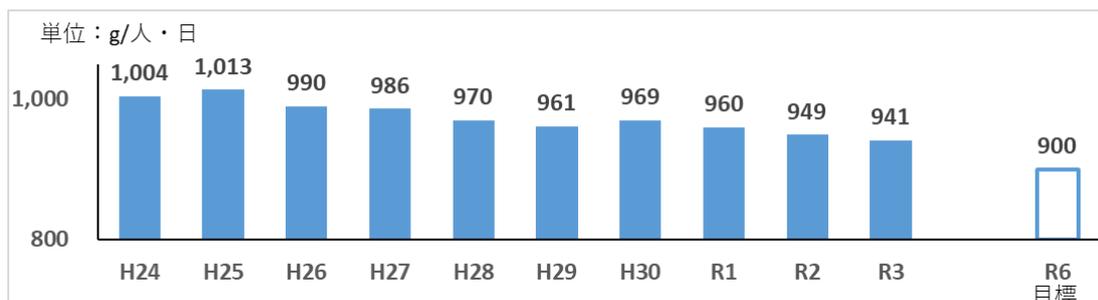
- 地域別に占める割合は、道央広域で60%、次いで道北で17%となっている。

(単位：万t)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
道央広域(70)	74.8	71.9	75.1	69.2	66.5	66.7	55.7	56.6	76.8	58.8
道南(18)	5.7	7.8	8.1	7.8	7.9	7.6	7.2	7.4	6.3	6.0
道北(41)	19.5	13.0	13.5	12.8	13.0	12.9	13.9	13.7	18.9	17.5
オホーツク(18)	7.1	7.7	7.5	6.9	7.3	7.2	7.4	7.3	9.8	9.1
十勝(19)	7.5	5.9	5.7	5.4	5.5	5.6	8.9	9.0	6.9	8.4
釧路・根室(13)	8.8	5.9	6.1	5.6	5.6	5.9	6.5	6.4	4.5	5.2

【一般廃棄物の排出量（一人1日当たり）】（個別指標）

- 目標達成に向け徐々に減少している。
事業系一般廃棄物の減少に対して、家庭系一般廃棄物の減少幅が大きい状況となっており、メーカーによる容器包装の減量化などによって減少したと思われる。
- 目標の達成（に向けて、生ごみの堆肥化やメタン化などへの利用を促進するなど一般廃棄物の排出量削減の推進の取組を一層進める。



(地域別)

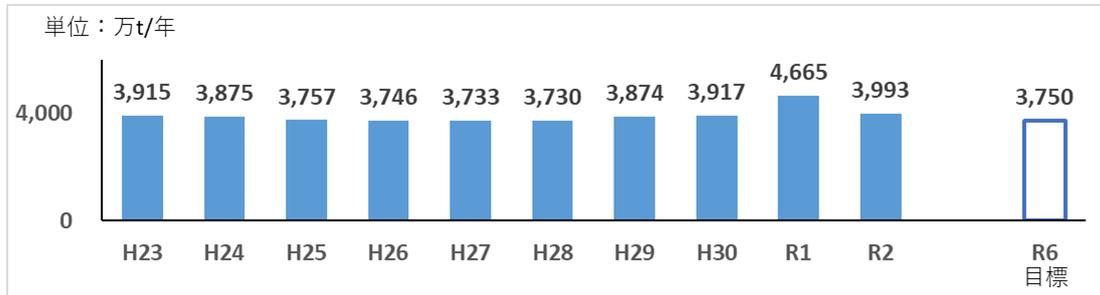
- 十勝圏域において目標を達成しているほか、道央広域圏域において達成まで約6gとなっている。
目標を達成している十勝圏域においては、事業系一般廃棄物の排出量が道内全体と比較して約80g少ないなど、産業構造に起因する可能性がある。

(単位：g/日・人)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
道央広域(70)	1,001.8	1,004.5	982.4	967.6	948.9	935.8	942.4	928.2	912.0	906.1
道南(18)	1,062.6	1,075.3	1,059.3	1,064.1	1,064.5	1,055.3	1,083.4	1,102.9	1,082.0	1,059.4
道北(41)	976.7	991.8	980.6	983.6	978.9	992.2	1,000.5	990.0	977.6	974.2
オホーツク(18)	1,026.1	1,040.7	1,003.9	1,017.3	995.1	976.7	975.9	990.5	1,013.4	998.1
十勝(19)	884.4	916.4	887.5	878.8	879.4	881.0	889.9	880.6	894.6	875.2
釧路・根室(13)	1,100.2	1,136.9	1,091.8	1,121.3	1,126.9	1,116.7	1,123.9	1,113.5	1,117.4	1,127.1

【産業廃棄物の排出量】（個別指標）

- 近年、横ばいで推移している。
事業活動量が一定の水準で経過していると考えられる。
- 目標の達成に向け、普及啓発事業の強化や多量排出事業者の実施状況報告を公表するなど産業廃棄物の排出量削減やリサイクルの取組を一層進める。



※ 令和元年度から推計方法を変更。

（地域別）

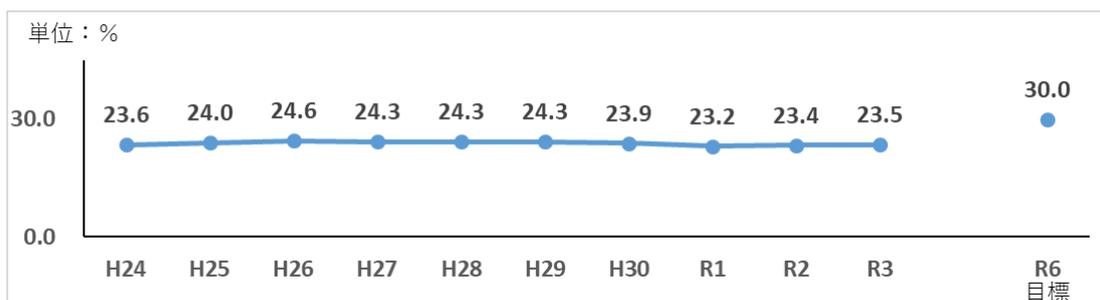
- 地域別に占める割合は、道央広域で36%、次いで十勝、釧路・根室が17%となっている。

(万t)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
道央広域 (70)	1,552	1,553	1,542	1,546	1,536	1,393	1,582	1,482	1,832	1,453
道南 (18)	261	185	183	183	178	182	180	191	195	202
道北 (41)	468	418	419	417	403	430	374	418	769	422
オホーツク (18)	328	344	330	325	318	338	331	331	358	362
十勝 (19)	676	701	653	647	663	700	620	714	772	777
釧路・根室 (13)	660	674	631	629	636	688	788	780	739	777

【一般廃棄物のリサイクル率】（個別指標）

- 基準年度（平成29年度）に対し微減後、横ばいで推移している。
一般廃棄物の排出量が減少し、リサイクルの取組も進んでいるが、ここ数年は道内の自治体において新たに追加したリサイクル品目がなかったほか、近年の傾向として紙類の集団回収量が減少しリサイクル量も減少していることなどから、全体としては横ばいで推移している。なお、この傾向は全国的なものとなっている。
- 引き続き、市町村が行うリサイクルに係る基盤整備の取組を支援するほか、プラスチック資源循環促進法によるプラスチック使用製品廃棄物のリサイクルの実施について、市町村に必要な助言を行うとともに、目標の達成に向け、再生可能な資源を利用した製品の購入や、資源ごみの分別排出、廃家電製品の適正なルールによる排出を促進するなどリサイクルの取組を一層進める。



(地域別)

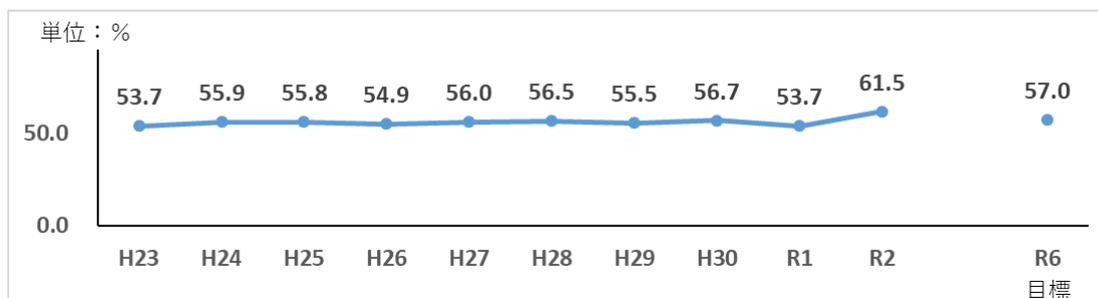
- いずれの地域においても横ばい傾向。
道央広域及び十勝圏域は高めの水準となっている。

(単位：%)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
道央広域(70)	24.6	25.2	26.2	25.8	25.9	25.9	25.4	24.8	25.4	25.2
道南(18)	17.9	18.0	17.6	17.6	18.2	18.3	18.4	15.9	15.6	15.8
道北(41)	23.0	22.6	23.0	22.6	22.7	22.3	22.4	22.2	21.7	22.3
オホーツク(18)	22.1	21.7	22.1	21.3	21.4	22.0	21.7	21.4	21.0	20.9
十勝(19)	26.4	28.0	27.8	27.2	27.0	26.2	25.6	24.9	24.8	25.0
釧路・根室(13)	22.3	21.8	22.3	21.9	21.1	20.9	20.6	20.4	20.2	21.1

【産業廃棄物の再生利用率】(個別指標)

- 年によって多少増減はあるものの、概ねゆるやかな増加傾向であり、直近のデータでは目標を達成している。
リサイクル関連産業の育成などを通じて、産業廃棄物の再生利用が進んだと思われる。
- 引き続き、循環資源利用促進税を活用するなどして再生利用率上昇に向けた取組を進める。



※ 令和元年度から推計方法を変更。

(地域別)

- 地域別に占める割合は、十勝で71.5%、オホーツクで69.3%となっている一方、道央広域で50.6%と低い状況となっている。

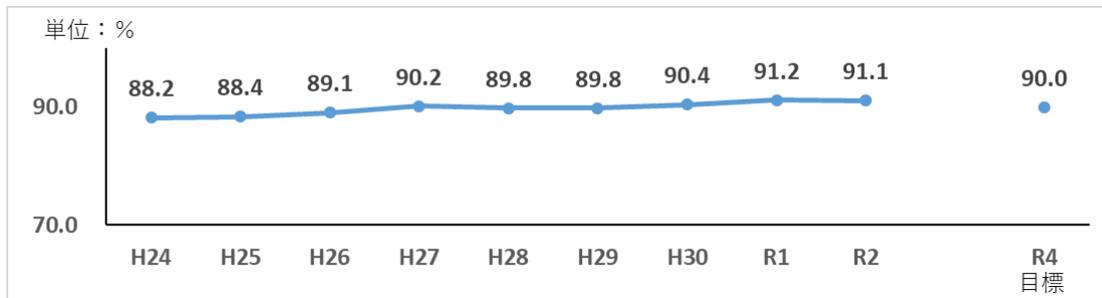
(単位：%)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
道央広域(70)	36.4	40.0	40.7	39.3	40.9	43.8	44.7	44.0	28.8	50.6
道南(18)	59.6	57.7	58.6	57.3	58.3	57.6	59.2	59.7	61.5	65.1
道北(41)	62.1	61.0	61.3	60.6	61.2	57.1	64.2	68.8	78.1	66.6
オホーツク(18)	65.5	67.3	66.8	66.8	67.2	68.0	67.4	67.7	67.4	69.3
十勝(19)	67.2	70.1	69.5	69.5	69.9	70.0	69.6	70.5	70.6	71.5
釧路・根室(13)	65.8	68.6	68.0	67.6	68.1	62.0	56.1	56.5	63.8	64.6

ウ バイオマスの利活用の推進

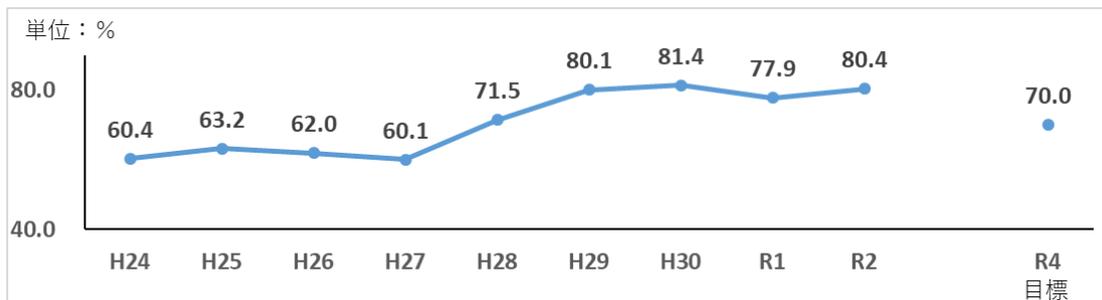
【廃棄物系バイオマス利活用率】（指標）

- 横ばいで推移している。
既に目標値を達成しており、十分な利活用がなされていると考えられる。
- 現状の高い水準を維持するため、引き続き、道内のバイオマス資源の有効活用を促進するための取組を行う。



【未利用バイオマス利活用率】（指標）

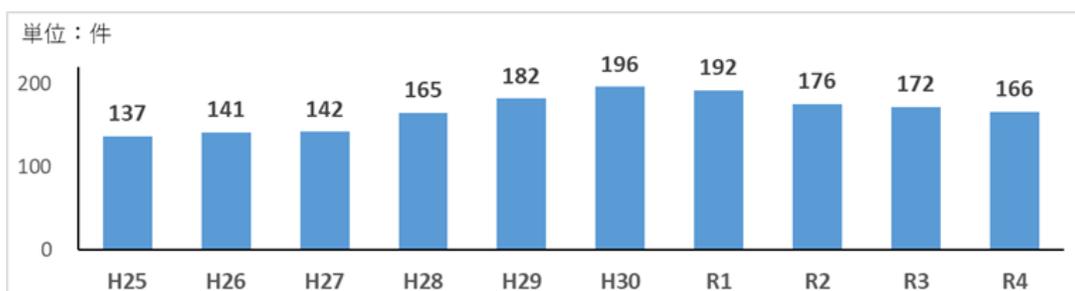
- 平成29年度以降、80%前後で推移している。
既に目標値を達成しており、十分な利活用がなされていると考えられる。
- 現状の高い水準を維持するため、引き続き、道内のバイオマス資源の有効活用を促進するための取組を行う。



エ リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興

【認定リサイクル製品数】（補足データ）

- 平成30年度までは増加傾向、令和元年度以降は減少傾向。
令和4年度に減少した原因は、1事業者の製品が複数失効したため。
- 循環型社会ビジネスの振興を図るため、ホームページや展示会等により北海道認定リサイクル製品や認定制度等の普及啓発に努める。



<今後の取組>

ア 3Rの推進

(一般廃棄物)

- ・「3Rハンドブック」や道のホームページを通じた情報提供
- ・循環型社会形成推進交付金によるリサイクル施設等の整備補助

(産業廃棄物)

- ・多量排出事業者の公表等
- ・リサイクル技術研究開発補助事業
- ・3R連携推進事業

イ 廃棄物の適正処理の推進

(産業廃棄物)

- ・第一管区海上保安本部や道警察本部などとの情報交換及び協議の実施
- ・産業廃棄物排出事業場等への立入検査
- ・廃棄物不法投棄等対策指導員の配置（5 振興局）
- ・環境月間（6月）と廃棄物適正処理推進月間（10月）にスカイパトロールや廃棄物運搬車両の路上検問、新聞広告等を実施
- ・多くの道民や企業などからの情報提供を目的に設置した「産廃110番」（0120-53-8124）の通報対応
- ・産業廃棄物処理業者の優良認定制度をホームページや北海道産業資源循環協会主催「産廃処理実務者研修会」等でチラシ配布によりPR

ウ バイオマスの利活用の推進

- ・北海道バイオマスネットワーク会議
～道内のバイオマス資源の有効活用を促進するため、フォーラム（北海道バイオマスネットワークフォーラム2024）開催やメールマガジン配信を行う他、補助事業（みどりの食料システム戦略推進交付金）により地域の施設整備に向けた取組を支援

エ リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興

(認定リサイクル製品)

- ・ホームページや展示会等により北海道認定リサイクル製品や認定制度等の普及啓発

(グリーン購入の全庁的实施市町村)

- ・環境物品等調達方針を作成し、グリーン購入を推進

分野3 自然との共生を基本とした環境の保全と創造

<令和4年度の取組>

ア 自然環境等の保全及び快適な環境の創造

(ア) すぐれた自然環境の保全

(施策の基本的な方向性)

- 自然公園や自然環境保全地域等のすぐれた自然を保全する。

(施策の方向)

- すぐれた自然環境の保全を図るため、「北海道自然環境等保全条例」に基づき、道自然環境保全地域等の指定や自然公園にかかる公園計画の見直しを進めるとともに、保護地域の適切な管理や監視等を行います。
- 「湿原保全マスタープラン」に基づき湿原生態系の適切な保全を進めるほか、自然再生法に基づく自然再生全体構想を基に実施されている自然再生事業などを促進します。

○ 自然公園の利用と保護の管理

- ・全道に自然保護監視員等を配置（415名）するなどして、定期的な監視や利用者への指導を行った。
- ・国定公園や道立自然公園内での工作物の設置や木竹の伐採などの行為に対する許認可手続きの実施（490件）

○ 湿原生態系の適切な保全

- ・国や関係機関、地元の方々と連携を図りながら、ラムサール条約湿地（13か所）の賢明な利用についてホームページなどによる普及啓発の実施

○ その他の取組による自然環境の保全

- ・藻琴川（大空町）において、生物の生息環境の保全・創出を目的に、掘削方法の工夫を行うなど、河川の多様な生態系に配慮した多自然川づくりの取組を推進

(イ) 公益的な機能の高い森林の保全

(施策の基本的な方向性)

- 森林、農地、水辺等が有する環境保全機能の維持増進を図る。

(施策の方向)

- 「森林づくり基本計画」に基づき、地域の特性に応じた森林づくりを進めるため、発揮を期待する機能に応じて森林を区分し、計画的な森林の整備・保全を進めます。

○ 地球温暖化の防止、生物多様性の保全、水源の涵養など森林が持つ多面的機能を持続的に発揮させるため、森林の生物多様性の保全や貴重な森林生態系の維持・保全に配慮した森林づくりを推進

- ・「豊かな森づくり推進事業」により、森林所有者が計画的に行う植林の取組を支援
- ・植林等作業用機械やリモートセンシング技術の実証

○ 水産業や農業など他産業との連携や国有林と民有林との連携による流域一体となった森林の整備・保全を推進

・他産業との連携

～「お魚殖やす植樹運動」に取り組む漁協女性部による森林づくり活動未経験者の参加を促進する植樹活動に対し助成を実施

～二酸化炭素吸収能力や成長に優れた優良種苗であるクリーンラーチ苗木の早期供給拡大を図るため、協議会による農業生産者を対象とした説明会の実施など、幼苗生産者増加に向けた取組を支援

・国有林と民有林との連携

～「北海道植樹祭」や「道民森づくりの集い」等、北海道・木育（もくいく）フェスタの開催により、道民参加による協働の森づくりを推進

～林政連絡会議・地域林政連絡会議の開催により、課題共有および情報交換を実施

(ウ) 快適な環境の保全と創造

(施策の基本的な方向性)

- みどりや水辺とのふれあいづくりを推進する。

(施策の方向)

- 生物の生息空間として重要な河川、湖沼、海岸、浅海域など、多様な水辺空間の保全と整備を進めます。
- 自然の連続性などみどりのネットワーク形成や自然環境・生態系に配慮して、身近なみどりの保全・回復・創造を進めます。

○ 生物多様性の保全活動の推進

- ・優れた活動・模範的な活動を行う企業・団体などを表彰

～「未来へつなぐ！北国のいきもの守りたい賞」（1団体・1個人）

○ 生物多様性保全の普及啓発

- ・世界自然遺産・知床の日記念行事「しれとこ大百科」において、生物多様性の重要性について普及啓発を実施（参加者47名）

○ みどりの保全と創造

- ・道内の木や花、里山林での保全活動事例など身近なみどりや森林づくりに関する情報をホームページ等で提供

- ・都市施設等の緑化

～公園施設長寿命化計画に基づき、施設の更新工事を実施し、公園施設を適切に管理

～社会資本総合交付金を活用した都市公園の整備促進（42市町）

～SNSやフリーマガジンを活用した情報発信を行うとともに、地元市町村や観光協会などと連携しながら、都市公園の利用を促進

○ 水辺の保全とふれあいづくり

- ・河川の保全とふれあいづくり
～「北海道の川づくりビジョン」の基本的な方針の一つである「親しみやゆとりのある川」に基づき、河川改修等を実施
- ・水辺等における環境保全機能の維持・回復・増進
～「多自然川づくり」や「環境整備事業」、上流域における「北海道の溪流環境整備基本計画」に基づく溪流の連続性、多様性の確保などの取組を推進
～「お魚殖やす植樹運動」に取り組む漁協女性部による森林づくり活動未経験者の参加を促進する植樹活動に対し助成を実施
- ・海辺の保全とふれあいづくり
～豊かな海岸環境の保全に配慮した海岸保全施設整備など地域の特性を生かした海岸づくりを実施

(エ) 北海道らしい景観の形成

(施策の基本的な方向性)

- 北海道らしい広域的な景観づくりを推進する。

(施策の方向)

- 「景観形成ビジョン」に基づき、「美しい景観のくに、北海道」を目指して、自然と調和した良好な景観形成を推進します。

○ 「北海道景観条例」や「北海道屋外広告物条例」に基づく景観形成に関する施策の推進

- ・水辺や緑化空間などがある都市公園における自然を感じることができる市街地の景観づくりを推進
- ・景観行政団体連携会議兼景観行政セミナー（1回、参加者36人）
- ・「北海道公共事業費景観形成指針」に基づき、河川改修事業の際に周辺景観との調和に配慮するなど良好な景観づくりの実施

○ 快適で魅力ある都市・農村の景観づくり

- ・ゆとりある歩行者空間の確保、路上駐輪対策に係る施設配置、無電柱化や街路樹・花壇など、街並みに配慮した生活環境を整備
- ・地域の人々が一体となって行う景観形成や生態系の保全、開拓の歴史等を伝える建造物の保存など、本道ならではの農村景観の維持や保全を推進

イ 知床世界自然遺産の厳格な保全と適正な利用

(施策の基本的な方向性)

- 自然環境の保全と適正な利用により、自然とのふれあいを推進する。

(施策の方向)

- 世界に誇れる道民の財産である知床を将来に渡り厳格に保全するとともに、その適正な利用を図るため、関係機関と連携し保全措置や普及啓発を進めます。

○ 「知床世界自然遺産地域管理計画」に基づく保全と管理の推進

- ・地元や関係行政機関が一体となって、地域主導による地域の保全と適正な利用への取組を推進

○ 「世界自然遺産・知床の日」（1月30日）を含む期間においてパネル展を開催

～オホーツク総合振興局（1月24日～1月30日）

～根室振興局（1月23日～31日）

○ 「知床世界自然遺産地域多利用型統合的・海域管理計画」に基づく取組

- ・知床世界自然遺産地域科学委員会海域ワーキンググループの開催
- ・サケ科魚類モニタリング調査、アザラシ類生息状況調査の実施

○ 「知床半島ヒグマ管理計画」に基づく取組

- ・人為的死亡個体に関する情報収集
- ・看板設置等による注意喚起

ウ 自然とのふれあいの推進

（ア）自然とのふれあいの場と機会の確保 （イ）自然の適正な利用

（施策の基本的な方向性）

- 自然環境の保全と適正な利用により、自然とのふれあいを推進する。

（施策の方向）

- 人々にうるおいややすらぎをもたらす自然とのふれあいを推進するため、ふれあいの場となる利用施設の整備・維持管理や自然体験などの機会の提供を進めます。
- 自然環境の適正な利用を図るため、観光・アウトドア関連の事業者とも連携し、普及啓発や人材の確保及び育成を進めます。

○ 自然公園の整備と自然体験の機会の提供

- ・老朽化した避難小屋や橋梁・公衆トイレの改修等（大雪山国立公園、利尻礼文サロベツ国立公園等）
- ・地域の清掃活動団体への助成（8団体）
- ・「支笏湖野鳥の森」（千歳市）、「チミケップ湖野鳥公園」（津別町）や道民の森（当別町・月形町）の施設維持管理
- ・野幌森林公園の自然ふれあい交流館における自然観察会等の開催（21回、参加者292名）

○ 自然環境にやさしいツーリズムの推進

- ・アウトドア資格制度の運用
～安全で質の高いサービスを提供するアウトドアガイドや事業者の育成
～アウトドア活動を行う者を対象とした講習会の開催

○ ジオパークを活かした地域づくりの推進

- ・日本ジオパークとして認定された6地域に加え、認定を目指している「大雪山カムイミンタラ」を一体的にPR

(ウ) 飼養動物の愛護と管理

(施策の基本的な方向性)

- 動物愛護精神の普及を図る。

(施策の方向)

- 本道に適した動物愛護管理センターの体制を構築し、「動物愛護管理推進計画」に基づき、動物愛護に関する普及啓発、特定動物の飼養者による動物の適正管理、一般家庭における動物の適正飼養などの取組を推進します。

○ 動物の適正な飼養・取扱い

- ・動物愛護管理センター（道央・道東地区）の運用を開始
- ・動物愛護週間行事を各（総合）振興局で開催し、動物の適正飼養等に係る普及啓発を実施
 - ～動物の適正飼養や災害対策に関するパネル展示（胆振、十勝、釧路総合振興局等）
 - ～動物愛護に関する講演会（石狩、オホーツク（総合）振興局等）
 - ～譲渡会・収容動物情報の紹介（空知、後志、檜山（総合）振興局等）
 - ～映画「いぬのえいが」上映会（渡島総合振興局）
- ・第1種動物取扱業（ペットショップ等）への立入検査の実施（285件）
- ・不適正な飼養者に対する指導

○ 特定動物・特定移入動物の飼養

- ・ヒグマなど人に危害を及ぼすおそれのある動物（特定動物）の飼養施設（全道36施設、566頭）への立入検査の実施（14件）
- ・特定移入動物（フェレット及びプレーリードッグ）飼養届出の受付（令和4年度末現在2,141頭）

○ 犬・猫の引取り及び新しい飼い主への譲渡等

- ・「新しい飼い主探しネットワーク事業」の実施（令和4年度譲渡実績557頭）

○ その他の取組等

- ・各（総合）振興局に動物愛護監視員を配置（獣医師：10名）
- ・犬・猫など負傷動物の収容・治療の委託（委託先：（公社）北海道獣医師会）

エ 野生生物の保護管理

(ア) 希少野生動植物種の保護

(施策の基本的な方向性)

- 希少野生動植物種の保護管理や外来種による生態系等への影響低減などにより、生物多様性の保全を図る。

(施策の方向)

- 「希少野生動植物種保護基本方針」に基づき、捕獲等の規制や監視、生息地等の維持・再生、道民等との協働による監視活動などを進めます。

○ 希少野生動植物種の保護対策

- ・生物多様性保全条例や国が策定した保護増殖事業計画等に基づく対策の推進
～タンチョウの越冬分布調査（生息状況一斉調査）の実施（12月、1月）
～ヒダカソウやエンビセンノウなど、分布・生態調査の実施（23件）
～希少な高山植物の保護活動を実践している民間団体に監視活動を委託

（イ）外来種の防除の推進

（施策の基本的な方向性）

- 希少野生動植物種の保護管理や外来種による生態系等への影響低減などにより、生物多様性の保全を図る。

（施策の方向）

- 「外来種対策基本方針」に基づき、外来種を「入れない」「捨てない」「拡げない」ことを基本として、外来種の指定や防除などを推進します。

○ アライグマ対策

- ・捕獲推進期間（3月～6月）に市町村と連携して全道一斉での捕獲の推進（捕獲頭数：25,614頭（暫定値））
- ・「北海道アライグマ捕獲プログラム」を策定し、市町村における捕獲を支援

○ 「特定外来生物」セイヨウオオマルハナバチ対策

- ・道民ボランティア（セイヨウオオマルハナバチバスターズ）（登録者419名）による捕獲活動（捕獲数：3,671匹）
- ・北海道セイヨウオオマルハナバチ対策推進協議会による駆除活動イベント等の実施
～学習会（1回、参加者約20組）
～捕獲実技講習会（7回、参加者約190名）

○ 「指定外来種」アズマヒキガエル対策

- ・目撃情報マップをホームページで公表（令和4年度末現在：目撃情報32市町村、332件）
- ・協力者との連携による拡散防止

○ 外来魚対策

- ・「外来魚拡散防止総合対策事業」による生息確認調査や駆除の実施
- ・遊漁のルールとマナーに関する啓発小冊子の配布

(ウ) 野生鳥獣の適正な保護管理

(施策の基本的な方向性)

- 鳥獣の生息環境の保全や鳥獣による農林水産業等被害の防止など、野生鳥獣の適正な保護管理を推進する。

(施策の方向)

- 「エゾシカ管理計画」に基づき、人とエゾシカとの適切な関係を築き、地域社会の健全な発展に寄与することを目的とし、個体数管理や有効活用などの総合的な対策に取り組みます。
- 「ヒグマ管理計画」に基づき、道民とヒグマのあつれき軽減とヒグマ地域個体群の存続を両立するための取組を推進します。
- 「アザラシ管理計画」に基づき、アザラシ類による漁業被害を軽減し、人とアザラシ類との共存を図るための取組を推進します。

○ エゾシカの管理と有効活用

- ・エゾシカ捕獲推進プランと市町村の被害防止計画との整合を図るとともに、鳥獣保護区などでは、道が捕獲を実施（道内11か所、444頭）
- ・市町村が実施する捕獲事業に対し、交付金による支援を実施
- ・シカの日（毎月第4火曜日）参加店・エゾシカフェア
～ホームページやイベントでの「シカの日参加店」の情報提供（令和4年度登録数：255店）
～エゾシカフェアの開催（12月15日～2月12日）（令和4年度参加：106店）
- ・エゾシカ出前講座
～小・中学校や高校の児童・生徒を対象としたエゾシカの生態や生態系への影響、有効活用についての学びの場の提供（令和4年度：13回、参加者総数387名）
- ・エゾシカ肉処理施設認証制度
～高度な衛生管理を行っている処理施設を認証（令和5年度末：17施設）
- ・インターンシップの実施（対象：大学生や高校生、参加者：33名）
- ・「北海道ジビエシンポジウム」（参加者総数150名）

○ ヒグマに関する注意喚起

- ・ヒグマパネル展の開催（7月16日～7月22日、来場者数11,038名）
- ・シンポジウムの開催（8月20日、参加者174名）
- ・リーフレットの作製・配布(15,000部)
- ・SNS（ホームページ、ツイッター、ヤフー防災）による出没情報の提供
- ・春・秋の注意特別期間における注意喚起
- ・北海道ヒグマ注意報等の発出（注意報5回）
- ・北海道林業事業体の広報誌掲載による注意喚起

○ ヒグマの保護管理

- ・新たな調査手法構築に向けた個体識別手法等の検証
- ・ヒグマ捕獲
～人里への出没を抑制するための春期管理捕獲の実施（20頭、令和5年2月～5月、19市町村）
- ・農業被害対策
～市町村地域協議会による取組（電気柵の設置、捕獲機材（箱わな）の導入、有害捕獲活動経費の支援）

○ アザラシの管理

- ・生態調査のほか、捕獲や追い払いを効果的に行う手法の検証などを実施
- ・北海道アザラシワークショップの開催（参加者34名）

○ 狩猟の適正化等

- ・狩猟免許試験の受験機会の確保
～狩猟免許の試験や更新、狩猟者登録の実施
～狩猟免許出前教室の開催（2回、参加者18名）
- ・狩猟事故や違反行為防止のため、狩猟者に対する指導・取締りを実施

○ 林業・水産業における被害対策

- ・生息状況等に応じた殺そ剤の散布などによる野ねずみの防除
- ・忌避剤の散布や侵入防止柵の設置など、エゾシカによる森林被害防止対策の推進
- ・トドによる漁業被害の実態調査等を実施

○ 鳥獣の保護管理に係る啓発

- ・リーフレットの作成・配布
- ・野生鳥獣への安易な餌付けの防止について広報紙等による普及啓発
- ・傷病鳥獣保護ネットワーク（開業獣医師、公立動物園、水族館等）による保護収容（165頭羽）
- ・傷病鳥獣の救護講座（新型コロナウイルス感染症の影響で中止）
- ・愛鳥週間の広報用ポスターの原画募集、絵画展の開催

○ 多様な野生動物の生息環境の保全

- ・鳥獣保護管理員（12人）による定期的な監視や指導の実施

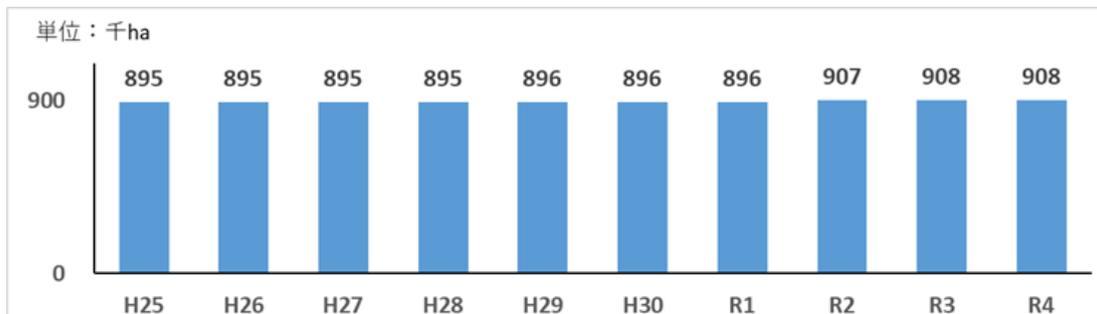
<進捗状況の評価と課題>

ア 自然環境等の保全及び快適な環境の創造

(ア) すぐれた自然環境の保全

【すぐれた自然地域の面積】（補足データ）

- 令和4年度の道立自然公園や道自然環境保全地域などのすぐれた自然地域の面積は908千haとなっており、前年度から変更なし。



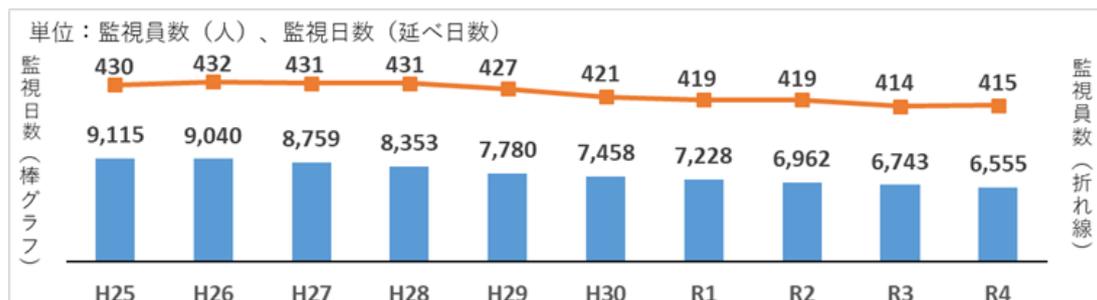
※自然公園（国立、国定、道立）、（原生）自然環境保全地域、道自然環境保全地域、自然景観保護地区、学術自然保護地区の面積の合計

【自然保護監視員等の人数と監視延べ日数】（補足データ）

- 令和4年度の自然保護監視員等の人数は415人となっており、令和3年度より1人増えたが、高齢化により退任される監視員がいる一方、新たな担い手は少なく、平成23年度をピークに減少傾向となっている。

併せて、令和4年度の自然保護監視延べ日数は6,555日となっており、平成23年度をピークに減少傾向となっている。

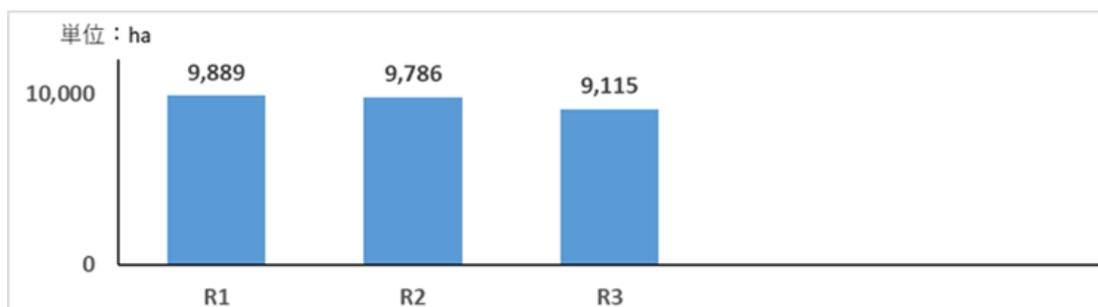
- 引き続き、効率的な監視活動に努める。



(イ) 公益的な機能の高い森林の保全

【植林面積】(補足データ)

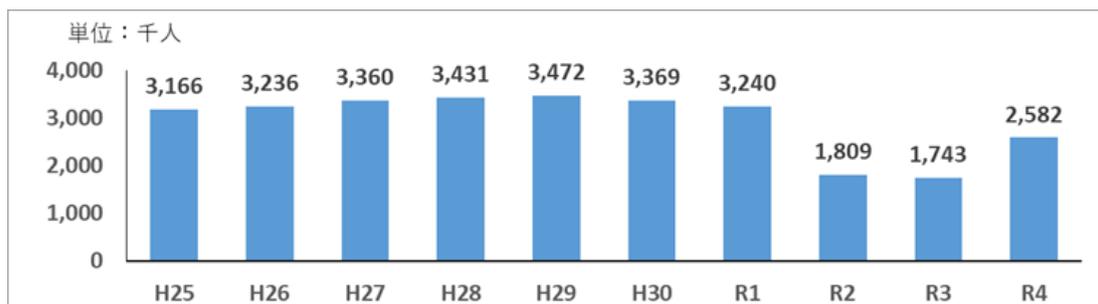
- 道内における植林面積は、令和2年度は9,786haであったが、労務単価や苗木単価高騰などの影響により、令和3年度は9,115haとやや減少した。
- 今後は、令和3年度に創設した「豊かな森づくり推進事業」により、市町村と協調して森林所有者が計画的に行う植林に支援するとともに、伐採後の着実な植林に向け、植栽本数の低減、機械利用の促進、植林等作業の省力化・効率化などの取組を推進。



(ウ) 快適な環境の保全と創造

【道立公園利用者数】(補足データ)

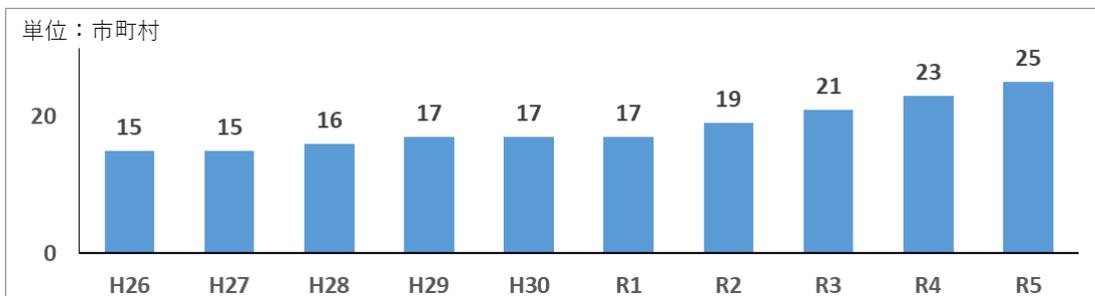
- 令和4年度の道立都市公園全体の来園者数は、2,582千人と令和3年度の1,743千人を839千人上回り48.1%増加した。
増加の要因は、コロナ禍の影響による休園日数が無かったことが挙げられる。
なお、コロナ禍の影響を受ける前の平成30年度と比較すると787千人、23.4%減少している。
- コロナ禍の影響もあり利用者数が減少しているが、それぞれの道立都市公園において、公園の賑わい創出のために各種イベントを開催するなど、利用促進に取り組んでいる。



(エ) 北海道らしい景観の形成

【景観行政団体移行市町村数】(補足データ)

- 近年は順調に景観行政団体数が増加している状況。
再生可能エネルギー（主に太陽光発電施設）の乱立による景観の悪化やリゾート開発による無秩序な開発による景観の乱れを景観計画によりコントロールしようとする自治体が増えてきた。
- 今後も市町村が出席する会議等で景観行政団体への移行を啓発していく。



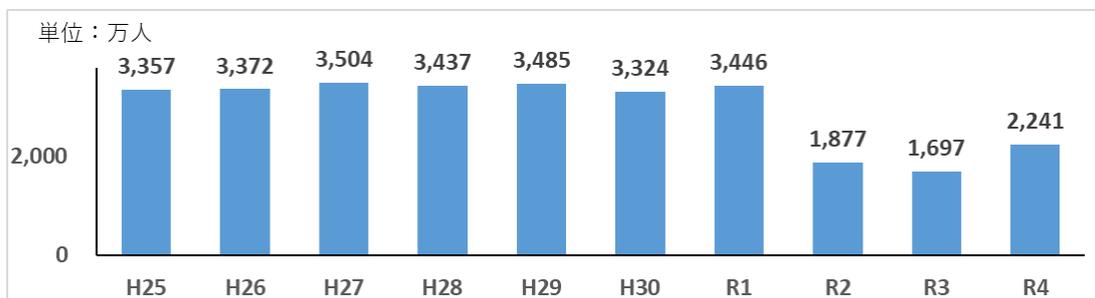
※景観行政団体：景観法に基づき、景観行政事務を処理する地方公共団体。
景観計画を策定し独自の景観形成基準等を定めて良好な景観づくりができる。

ウ 自然とのふれあいの推進

(ア) 自然とのふれあいの場と機会の確保 (イ) 自然の適正な利用

【自然公園利用者数】(補足データ) ※国立、国定、道立

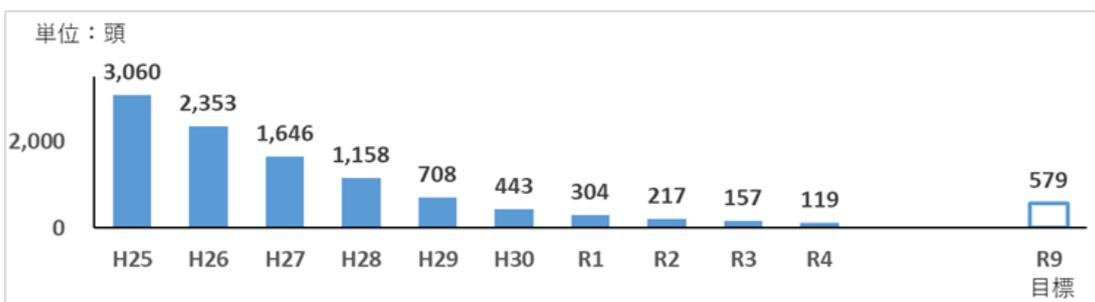
- 新型コロナウイルス感染症に伴う行動規制が緩和されたことから、令和4年は2,241万人となり、回復基調が見られたが、感染症の影響が出る前の令和元年と比べると約65%の利用者となっている。



(ウ) 飼養動物の愛護と管理

【犬・ねこの安楽殺処分頭数】(個別指標)

- 重傷等の理由で安楽殺処分となるものや、保管中に死亡となる犬・猫が一定数存在するものの、目標は大きく達成された。
積極的な譲渡活動や動物愛護団体等の協力が主な要因と考えられる。
- 現状の水準を維持するため、引き続き、動物愛護思想の普及啓発等に取り組む。

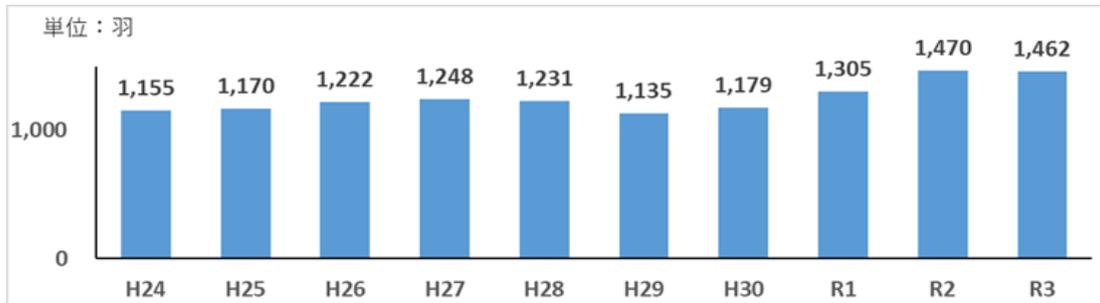


エ 野生生物の保護管理

(ア) 希少野生動植物種の保護

【タンチョウの生息数】(補足データ)

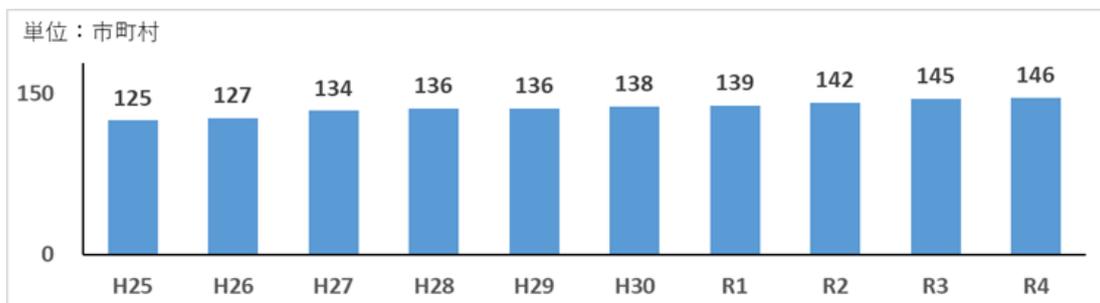
- 生息数については、増加傾向にあるものと考えられる。
国や道が実施している給餌事業の効果や環境省が実施するタンチョウ保護増殖事業の進展によるものと考えられる。



(イ) 外来種の防除の推進

【「アライグマ防除実施計画」の策定市町村数】(補足データ)

- 策定市町村数は平成23年度以降、一貫して増加傾向にあったが、近年は増加数が鈍化傾向にある。
被害が確認されないなど、防除の必要性が低い市町村においては策定していない一方、必要性がある市町村のほとんどが策定したことが要因と考えられる。
- 未策定の市町村に対しては、生息を確認したり、被害が発生した場合は、速やかな計画策定について助言していく。



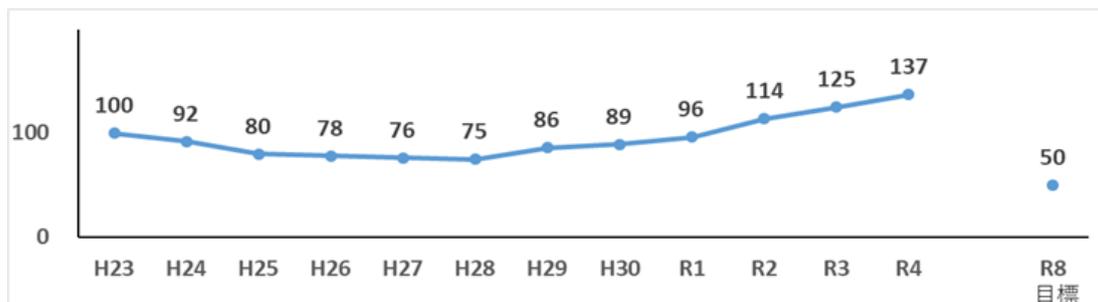
(ウ) 野生鳥獣の適正な保護管理

【エゾシカ個体数指数（東部地域）】（個別指標）

- 平成24年度以降は減少に転じたが、平成29年度頃から再び増加に転じ、令和4年度の個体数指数は過去最高に達した可能性がある。

個体数の減少に効果的なメスジカ捕獲数が目標に達していないことが要因と考えられる。

- 目標の達成に向けて、エゾシカ捕獲推進プランの目標捕獲数を積み増しするとともに、個体数を効果的に削減するため、市町村等関係機関に対して「メスジカの積極的な捕獲」を普及PRし、捕獲推進を図る。また、更なる捕獲強化に向けて、市町村による捕獲が困難な市町村境等において道が捕獲を実施する。



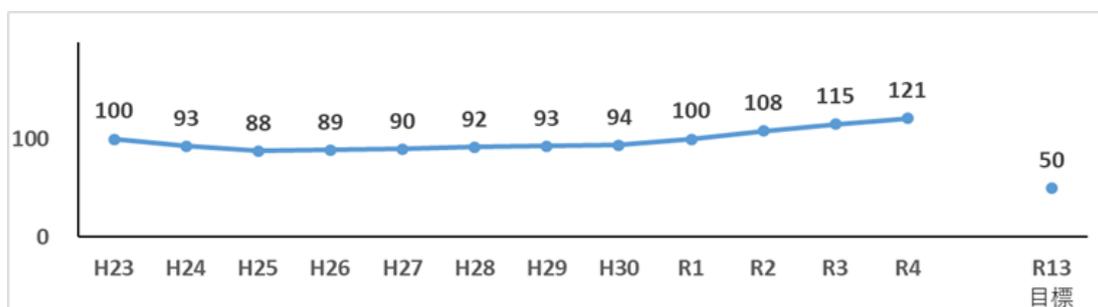
※緊急対策を実施したH23時点の指数を100とした。(以下、「北部」、「中部」も同様。)

【エゾシカ個体数指数（北部地域）】（個別指標）

- 平成24年度以降は減少に転じたが、平成26年度頃から再び増加に転じた。

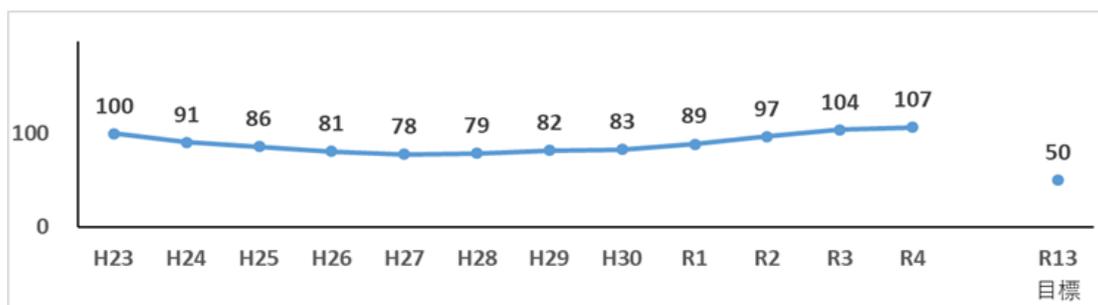
個体数の減少に効果的なメスジカ捕獲数が目標に達していないことが要因と考えられる。

- 目標の達成に向けて、エゾシカ捕獲推進プランの目標捕獲数を積み増しするとともに、個体数を効果的に削減するため、市町村等関係機関に対して「メスジカの積極的な捕獲」を普及PRし、捕獲推進を図る。また、更なる捕獲強化に向けて、市町村による捕獲が困難な市町村境等において道が捕獲を実施する。



【エゾシカ個体数指数（中部地域）】（個別指標）

- 平成23年度以降は減少に転じたが、平成28年度頃から再び増加に転じた。
個体数の減少に効果的なメスジカ捕獲数が目標に達していないことが要因と考えられる。
- 目標の達成に向けて、エゾシカ捕獲推進プランの目標捕獲数を積み増しするとともに、個体数を効果的に削減するため、市町村等関係機関に対して「メスジカの積極的な捕獲」を普及PRし、捕獲推進を図る。また、更なる捕獲強化に向けて、市町村による捕獲が困難な市町村境等において道が捕獲を実施する。



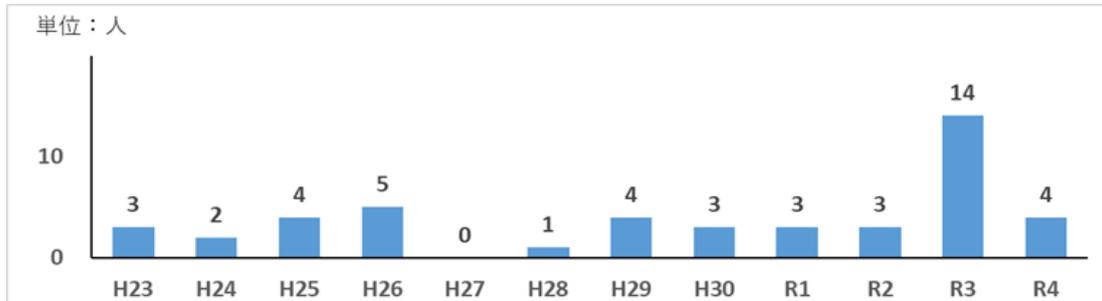
【エゾシカ捕獲数及び農林業被害額】（補足データ）

- [捕獲数]
捕獲数は約14万5,000頭と、令和元年度以降増加している。
北海道エゾシカ管理計画（第6期）の目標達成に向けて、エゾシカ捕獲推進プランの目標捕獲数を積み増しするとともに、個体数を効果的に削減するため、市町村等関係機関に対して「メスジカの積極的な捕獲」を普及PRし、捕獲推進を図る。また、更なる捕獲強化に向けて、市町村による捕獲が困難な市町村境等において道が捕獲を実施する。
- [農林業被害額]
農林業被害額は近年、減少傾向にあったが、令和2年度以降増加し、令和4年度は約48億円となっており、前年度から増加している。捕獲数は拡大傾向にあるものの、個体数の減少に効果的なメスジカ捕獲数が目標に達していないため、個体数が増加傾向にあると考えられる。これにより、農林業被害額が増加していると考えられる。



【ヒグマ人身被害数】（補足データ）

- 令和3年度には死傷者は14名で過去最高を記録したが、ここ数年は3～4名で推移している。偶発的な遭遇による事故が多い（狩猟者を除く）。令和3年度の事故原因に一定の傾向は認められず、事故が増加した原因は不明。
- 人側への正しい知識の普及啓発に努める。



【ヒグマ捕獲数及び農業被害額】（補足データ）

- 【捕獲数】
 - 令和3年度に初めて1,000頭を超えた
 - 要因は、ヒグマの生息数が増加傾向にあり人里への出没や農業被害が増加し、有害捕獲件数が増えたため
 - 今後は、市町村による有害捕獲を実施するとともに、令和5年春から、人里に頻繁に出没する問題個体の排除や人への警戒心を植え付けることを目的とした「春期管理捕獲」を開始
- 【農業被害額】
 - 3年連続で過去最高を更新
 - 要因は、ヒグマの生息数が増加傾向にあり、被害防止対策が不十分なため
 - 今後は、市町村による有害捕獲を実施するとともに、市町村地域協議会等において、農林水産省の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、被害防止計画に基づく農作物被害の防止・軽減を図るための取組を実施



<今後の取組>

ア 自然環境等の保全及び快適な環境の創造

(すぐれた自然の保全)

- ・保護地域の適切な管理や監視等を実施
- ・配置計画に基づき、自然保護監視員等の業務を効率的に実施

(森林が有する環境保全機能の維持増進)

- ・「豊かな森づくり推進事業により、森林所有者が計画的に行う植林に支援
- ・植林等作業用機械、伐採機械の走行路を確保した植林方法の実証
- ・植林等の作業省力化などの普及

(道立公園)

- ・公園施設長寿命化計画に基づき、施設の更新工事を実施し、公園施設の適切な保全を目指す
- ・これまでの取組に加え、地域の皆様や民間事業者などと連携し、多様化するニーズに応えながら、さらなる利用促進の取組を推進

(水辺に親しめる河川空間整備)

- ・「北海道の川づくりビジョン」の基本的な方針の一つである「親しみやゆとりのある川」に基づき、河川改修等を実施

(景観づくり)

- ・景観行政団体連携会議兼景観行政セミナーの開催

イ 知床世界自然遺産の厳格な保全と適正な利用

- ・世界に誇れる道民の財産である知床を将来に渡り厳格に保全するため、地元や関係行政機関と連携して、地域の保全と適正な利用への取組を推進

ウ 自然とのふれあいの推進

(自然とのふれあい)

- ・本道の豊かな自然環境を保全しつつ、自然公園利用者に安全かつ安心して利用できる環境を提供するため、破損、老朽化した自然公園施設の整備を推進

(動物愛護)

- ・動物愛護管理センター（道南・道北地区）の運用を開始
- ・道央地区センターの直営化により、行政対応の充実

エ 野生生物の保護管理

(エゾシカ)

- ・目標捕獲数を積み増し
- ・「メスシカの積極的な捕獲」を普及PR
- ・鳥獣保護区などでは、道が捕獲を実施

(狩猟免許)

- ・狩猟免許試験の受験機会の確保等

(ヒグマ)

- ヒグマパネル展やシンポジウムの開催、正しい知識を学ぶWEBコンテンツ（ヒグマ検定）の作製・活用
- SNS（ホームページ、X（旧Twitter）、ヤフー防災）による出没情報の提供
- 春と秋の注意特別期間に山野でヒグマに遭わないための基本ルールの周知を図るなどの普及啓発、北海道ヒグマ注意報等の発出、北海道林業事業体の広報誌掲載による出没に対する注意喚起
- 春期管理捕獲の強化
- 電気柵の設置促進のほか、侵入経路の管理や誘引物の適正管理の指導など市町村等と連携した普及啓発

分野4 安全・安心な地域環境の確保

<令和4年度の取組>

ア 大気、水などの生活環境の保全

(ア) 大気環境の保全

(施策の基本的な方向性)

- きれいな空気や水を守る。

(施策の方向)

- 大気環境について継続的な調査・監視や、事業者に対する指導・助言等により、大気環境の保全を推進します。

○ 大気環境の継続的な調査・監視

- ・継続的な調査・監視、工場・事業場への立入検査、指導を実施
- ・全道85箇所の常時監視測定局（一般環境、自動車排出ガス）において、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM2.5）、光化学オキシダント、硫酸酸化物など、大気汚染物質の調査を実施

○ 事業者に対する指導・助言等

- ・大気汚染防止に係る固定発生源対策
～大気汚染防止法に基づく届出施設に対して、立入検査を実施し、排出基準の遵守状況を確認するとともに、改善事項について指導を実施（立入検査実施事業所数：496箇所）（改善指導件数：194箇所）
- ・アスベスト（石綿）対策
～施設管理者にアスベストの除去や点検・管理などの適切な措置を講じるよう指導・助言を実施
～アスベスト使用施設の解体現場への立入検査や監視指導を実施（立入検査件数：117件）
- ・令和2年度に策定した「道有施設における石綿含有保温材等点検マニュアル」について、講習会などを通じ、市町村や民間での活用を促進（講習会等開催日数：2日）

(イ) 水環境の保全

(施策の基本的な方向性)

- 健全な水循環を確保する。

(施策の方向)

- 公共用水域や地下水についての継続的な調査・監視や、事業者に対する指導・助言等により、水環境の保全を推進します。
- 上流域の森林地域から下流域の農漁村・都市地域まで水環境を流域全体で捉え、健全な水循環の確保を図る視点にたつて、水資源の確保と保全、水の効率的・持続的な利用などについて、関係者と連携した取組を推進します。

○ 公共用水域の水質測定

- ・水質汚濁防止法に基づく公共用水域の常時監視（令和4年度97水系314水域500地点）、うち1湖沼で環境基準未達成の原因調査を実施

○ 海水浴場の水質検査

- ・開設した33の海水浴場で、透明度や油膜、CODなどの水質調査を実施
～全ての海水浴場が「適」又は「可」

○ 湖沼等閉鎖性水域の環境保全対策

- ・「北海道湖沼環境保全基本指針」に基づく「重点対策湖沼」（春採湖、クッチャロ湖、大沼）において、地元関係者が設置した協議会組織による対策を実施
- ・環境基準未達成が継続する湖沼等で関係機関の協力を得ながら、汚濁機構の解明調査や効果的な対策の検討を実施

○ 地下水汚染対策

- 地下水の常時監視や事業場等への立入検査による監視・指導等の実施
- ・水質汚濁防止法に基づく常時監視を実施
～概況調査 27市町村86井戸
～汚染井戸周辺地区調査 2市町23井戸
～継続監視調査 51市町村199井戸
- ・農用地対策の実施
～施肥改善の技術指導や環境負荷の少ない畜産の推進
～「家畜排せつ物管理適正化指導チーム」による畜産農家への適正管理指導など
- ・地下水の飲用についての対策
～汚染が認められた地区の飲用利用者に対する飲用指導
～関連事業場に対する立入検査等を実施

○ 水質汚濁防止法等に基づく特定事業場の監視等

- ・工場・事業場に対し、施設の管理状況や排水基準の遵守状況を確認するための立入検査を実施（延べ485回）
～排水基準不適：19事業場（水質測定実施128事業場）

○ 生活排水対策

- ・下水道の整備
公共下水道や特定環境保全公共下水道等の整備
- ・浄化槽の整備促進
「全道みな下水道構想Ⅴ」や市町村の生活排水処理基本計画に基づき、浄化槽整備を促進
- ・農村地域における排水処理対策
～農業集落排水施設の整備
- ・漁村地域における排水処理対策
～漁業集落排水施設の整備

○ 農薬の安全使用対策

- ・ゴルフ場事業者に対し農薬の適正使用や周辺環境への配慮排水の自主測定等を指導

○ 休廃止鉱山鉱害防止対策

- ・ 鉱害が発生している、又はそのおそれがある鉱山の坑排水等が流入する水域の常時監視（20鉱山）
- ・ 鉱害防止工事実施義務者の存在しない4鉱山において、道が鉱害防止対策を実施

○ 健全な水環境の確保

- ・ 地域の環境保全団体等への助言・支援
～地域の関係者によるネットワークの構築、流域環境保全計画の策定、計画的な活動への支援を実施

○ 水道水源保全対策

- ・ 水源涵養機能等の高度発揮のため、治山ダムなどの設置と組み合わせた森林整備を行う「流域保全総合治山事業」の実施（4地区）
- ・ 重点対策流域（常呂川）において、協議会により畜産排水対策や開発事業等における保全対策を推進

○ 北海道水資源の保全に関する条例

- ・ 水源周辺の適正な土地利用の確保を図るため、水資源保全地域を指定（令和5年4月1日現在：累計64市町村183地域）

○ 社会資本整備総合交付金等により下水道施設等の整備を実施

- ・ 下水道の整備
公共下水道や特定環境保全公共下水道等の整備
- ・ 浄化槽の整備促進
「全道みな下水道構想Ⅴ」や市町村の生活排水処理基本計画に基づき、浄化槽整備を促進
- ・ 農村地域における排水処理対策（農業集落排水施設の整備）
- ・ 漁村地域における排水処理対策（漁業集落排水施設の整備）

(ウ) 騒音・振動・悪臭防止、土壌汚染・地盤沈下対策

(施策の基本的な方向性)

- 静穏な生活環境を確保する。

(施策の方向)

- 工場・事業場等から発生する騒音・振動・悪臭を防止するため、関係法令に基づく規制地域の指定や、航空機騒音の監視などを行います。
- 土地所有者による汚染土壌の除去等が適切に行われるよう、指導・助言等を進めます。また、地盤沈下が生じるおそれのある地域において状況把握を行います。

○ 騒音・振動対策

騒音規制地域の見直し、自動車騒音常時監視、航空機騒音常時監視

- ・ 工場・事業場・建設作業による騒音・振動対策
工場等や特定建設作業から発生する騒音・振動について市町村が規制地域を指定（令和3年度まで：35市68町）
- ・ 自動車騒音・振動対策
道路に面した一定の地域において自動車騒音の評価を実施（28町）

- ・航空機騒音・振動対策
空港・飛行場の周辺地域で航空機騒音の測定を実施
(令和4年度：千歳飛行場・新千歳空港など7空港・飛行場)

○ 悪臭防止対策

- ・工場から発生する悪臭について、市町村が規制や指導を実施

○ 土壌汚染対策

- ・土壌汚染対策法に基づく届出等の受理(879件)
～有害物質使用特定施設の廃止届出1件、土壌汚染状況調査報告0件
～土地の形質変更届出878件、土壌汚染状況調査報告0件
- ・要措置区域の指定0件、形質変更時要届出区域の指定8件

○ 地盤沈下対策

- ・「地盤沈下またはそのおそれがある地域」(4地域)のうち、石狩平野地域内で、札幌市等が観測井戸等を設置し、継続調査を実施中

イ 化学物質等による環境汚染の未然防止

(施策の基本的な方向性)

- 化学物質等による環境リスクの低減を図る。

(施策の方向)

- ダイオキシン類についての継続的な調査・監視や事業者に対する指導・助言、P R T R制度の適切な運用などにより、化学物質等による環境汚染の未然防止を図ります。

○ ダイオキシン類対策

- ・ダイオキシン類による大気、水質、底質及び土壌の汚染状況の調査監視、廃棄物焼却施設などを設置する事業者等への立入検査により適正処理に関する指導・助言などを実施
～大気21地点、水質33地点、底質24地点、土壌16地点
～廃棄物焼却施設などへの立入検査(55件)

○ P R T R制度の推進

- ・道内の有害化学物質の排出状況などのP R T Rデータや化学物質による暴露症状などの化学物質情報をホームページで提供
- ・法に基づく届出(令和3年度)
～42業種、1,816事業所(排出量及び移動量:3,458トン)

○ その他の化学物質汚染対策

- ・「環境政策推進会議化学物質対策部会」を組織し、協議調整を実施
- ・国の「化学物質環境実態調査」への協力

○ 食品の環境汚染物質検査

- ・魚介類の水銀・クロルデン検査
～本道周辺海域の魚介類7種10検体について検査を実施

ウ その他の生活環境保全対策

(施策の基本的な方向性)

- 静穏な生活環境を確保する。

(施策の方向)

- 公害苦情相談員や公害審査会の設置・運用により、公害苦情・公害紛争の適切な処理に努めます。
- 環境に大きな影響を及ぼすおそれのある場合などには、事業者との公害防止・環境保全協定を締結し、協定に基づく指導や環境モニタリングなど必要な対策を実施します。

○ 公害苦情、公害紛争の処理

- ・公害苦情相談員の設置（15名）
- ・北海道公害審査会によるあっせん、調停、仲裁を実施（令和4年度1件）

○ 泊発電所に関する環境保全対策

- ・「環境放射線測定計画」等に基づく、環境モニタリングの実施
 - ～「モニタリングステーション」等の測定施設による連続観測
 - ～「モニタリングカー」による移動測定
 - ～農畜産物・海産物などの食品や海水、海底土などの放射線分析
- ・モニタリングによる測定結果を、四半期毎に公表

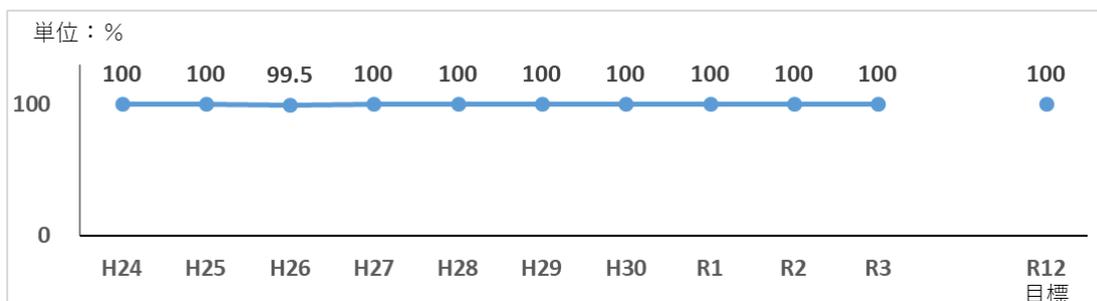
<進捗状況の評価と課題>

ア 大気、水などの生活環境の保全

(ア) 大気環境の保全

【大気環境基準達成率】(指標)

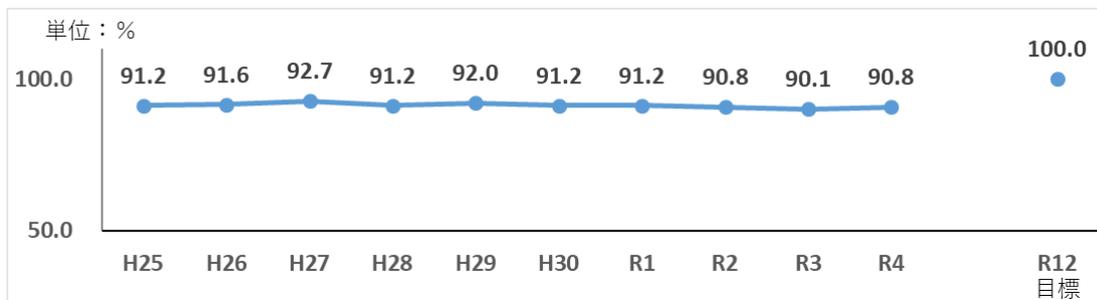
- 近年は、目標を達成している。
これまでの取組の浸透により、高い水準を維持できている。
- 現状の高い水準を維持するため、引き続き、取組を継続する。



(イ) 水環境の保全

【水質環境基準達成率】(指標)

- 令和4年度の本道の公共用水域における水質環境基準達成率は90.8%となっている。要因は外部との水の交換が起りにくい閉鎖性水域の達成率が低いことが影響している。
- 環境基準未達成水域などにおいては、地元自治体や住民、団体等で構成する協議会を設置するなど継続的な対策が行われていることから、引き続きこれらの取組の推進について、国や市町村、地域住民や産業界などと連携して取り組んでいく。



【水質環境基準達成率 (水域別)】

- いずれも水域環境基準達成率は近年横ばい傾向にある。

(単位：%)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
河川	97.8	96.8	97.3	97.8	97.8	96.8	97.8	95.2	97.3	96.8
湖沼	54.5	54.5	54.5	36.4	54.5	54.5	54.5	45.5	45.5	54.5
海域	78.5	83.1	86.2	81.5	81.5	81.5	78.5	86.2	76.9	80.0

【水質環境基準達成率（地域別）】

- 釧路・根室圏域を除く5圏域では水質環境基準達成率85%以上の高い水準となっているが、釧路・根室圏域では70%程度に留まっている。

釧路・根室圏域に湖沼などの閉鎖性水域が多数存在していることが要因と推察される。

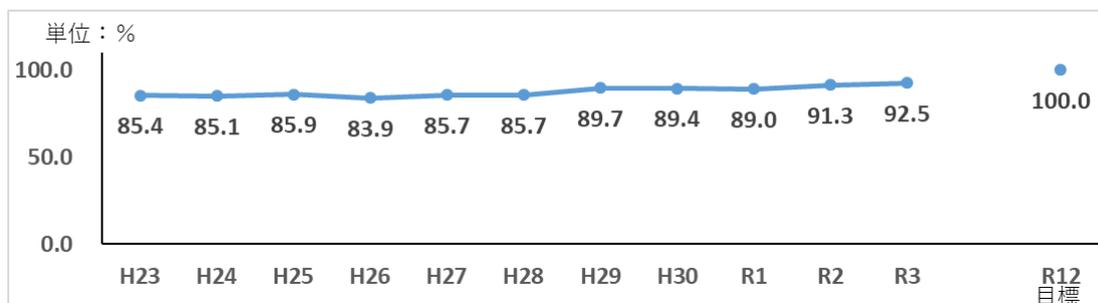
(単位：%)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
道央広域(70)	93.3	96.2	96.2	94.2	95.2	93.3	95.2	95.2	93.3	95.2
道南(18)	94.1	88.2	94.1	94.1	88.2	94.1	82.4	88.2	82.4	88.2
道北(41)	97.2	97.2	94.4	94.4	100.0	97.2	100.0	97.2	100.0	97.2
オホーツク(18)	91.4	82.9	91.4	85.7	85.7	88.6	88.6	80.0	85.7	85.7
十勝(19)	97.2	97.2	100.0	94.4	100.0	100.0	97.2	94.4	94.4	97.2
釧路・根室(13)	70.6	76.5	73.5	79.4	73.5	70.6	70.6	79.4	73.5	70.6

(ウ) 騒音・振動・悪臭防止、土壌汚染・地盤沈下対策

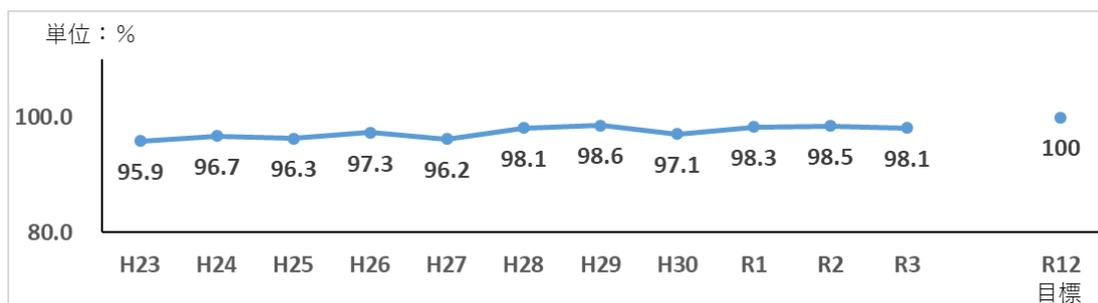
【騒音に関する環境基準達成率（一般地域）】（指標）

- 目標達成に向けて順調に上昇しており、目標の達成に向けて、引き続き、取組を継続する。



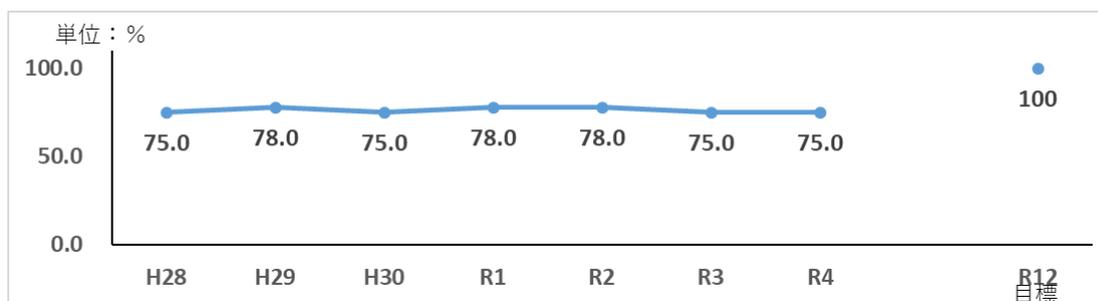
【騒音に関する環境基準達成率（自動車）】（指標）

- 近年、横ばいで推移しており、高い水準を維持できている。
- 目標の達成に向けて、引き続き、取組を継続する。



【騒音に関する環境基準達成率（航空機）】（指標）

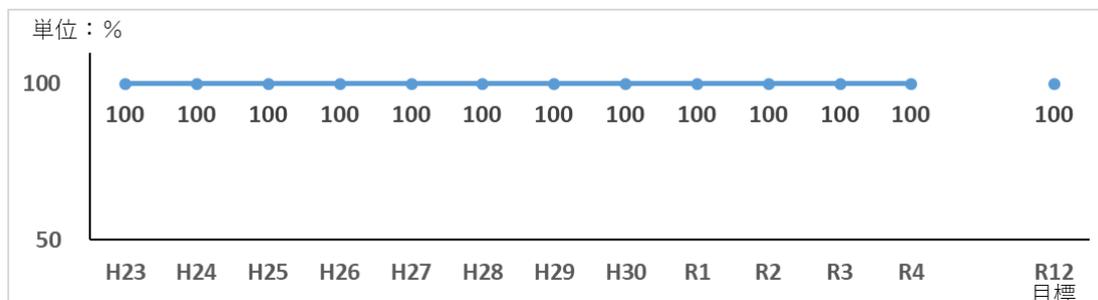
- 年度により調査箇所数が異なるため達成率が変動しているが、いずれの年度においても、新千歳空港及び千歳飛行場で基準未達成、その他空港は基準達成の状況が継続している。
千歳飛行場においてはジェット戦闘機の離着陸が行われているため、新千歳空港及び千歳飛行場の一部周辺地点の測定に影響を与えているものと考えられる。
- 目標の達成に向けて、引き続き、航空機騒音実態調査実施計画に沿って、新千歳空港及び千歳飛行場における常時監視などの取組を進める。



イ 化学物質等による環境汚染の未然防止

【化学物質（ダイオキシン類）環境基準達成率】（個別指標）

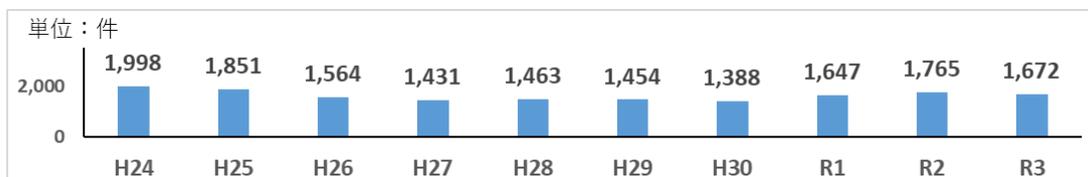
- 平成12年度以降、全道において環境基準100%達成を継続している。
事業者への指導等の取組により、廃棄物焼却炉などの特定施設が適切に維持管理され、環境汚染の未然防止に繋がっているものと推察される。
- ダイオキシン類の調査・監視や事業者等への指導・助言などを引き続き実施することにより、ダイオキシン類による環境汚染の未然防止を図る。



ウ その他の生活環境保全対策その他の生活環境保全対策

【公害苦情件数】（補足データ）

- 公害苦情は令和元年度から令和2年にかけて増加したが、令和3年度は減少に転じた。
苦情件数の大半を占める都市部（人口10万人以上の市）では、廃棄物の不法投棄や騒音・振動の苦情件数受付が多く、一方、郡部（その他の市町村）では、悪臭の苦情件数受付が多くなっている。



<今後の取組>

ア 大気、水などの生活環境の保全

(大気環境基準)

- ・各種調査・監視を継続するとともに、工場・事業場への立入検査、指導の実施

(水質環境基準)

- ・水質汚濁防止法に基づく公共水域の常時監視（令和5年度：99水系498地点）のほか、1湖沼で環境基準未達成の原因調査を実施

(地下水環境基準)

- ・地下水の常時監視や事業場等への立入検査による監視・指導等の実施

(汚水処理)

- ・社会資本整備総合交付金等により下水道施設の整備を実施
～下水道の整備（公共下水道や特定環境保全公共下水道等の整備）

(健全な水環境確保のための流域環境)

- ・地域の環境保全団体等への助言・支援

(騒音環境基準)

- ・騒音規制地域の見直し、自動車騒音常時監視、航空機騒音常時監視の実施

イ 化学物質等による環境汚染の未然防止

- ・ダイオキシン類による大気、水質、底質及び土壌の汚染状況の調査監視を実施するほか、廃棄物焼却施設などを設置する事業者等への立入検査による適正処理に関する指導・助言などの実施

ウ その他の生活環境保全対策

- 公害苦情・公害紛争の適切な処理に努めるとともに、事業者と締結した公害防止・環境保全協定に基づく指導や環境モニタリングを実施

分野5 共通的・基盤的な施策

<令和4年度の取組>

ア 環境に配慮する人づくりの推進

(ア) 環境教育の推進・環境に優しいライフスタイルの定着

(施策の基本的な方向性)

- 環境保全意識を持ち主体的に行動できる人づくりを推進する。
- 環境に配慮したライフスタイルの定着を図る。

(施策の方向)

- 令和元（2019）年度の道民意識調査の結果も踏まえ、ESD（持続可能な開発のための教育）やSDGsの考え方に基づき、地域における環境活動の指導的役割を担う人材の確保及び育成をはかるとともに、育成した人材や各種環境教育プログラムを活用し、道民が気軽に参加できる環境教育の機会を提供します。

○ 人材の育成・効果的な活用

- ・地域環境学習講座（eco-アカデミア）の実施（7回、238人）
～住民団体等が開催する環境学習講座への講師派遣
- ・環境教育・環境保全活動に関するプログラム実践講座（1回、30人）
～「学校及び地域における環境教育、環境保全の意欲の増進、環境保全活動及び協働取組」の担い手を育成
- ・北海道「環境の村」事業（3回、71名）
～環境についての理解を深め、環境に配慮した行動を日常的に実践するための体験学習の実施

○ 環境配慮行動の意識付け等

- ・地域環境学習普及事業（29事業）
～各振興局で、学校、事業者、地域団体・市民活動団体等と連携して自然体験教室やパネル展示などを実施
- ・エコイベントチェックシートの活用
～環境に配慮したイベントを実施するためのチェックシートに取り組むことにより、環境配慮行動の意識付けを図った
- ・北海道フロンティキッズ育成事業（6小学校、児童数72名）
～企業等の支援を受け、小学5年生を対象にSDGsを活用した環境教育を実施

○ 学校教育における環境教育等の推進

- ・教育活動全体を通じた環境教育の推進
- ・エコスクール（環境を考慮した学校施設）の取組の推進
～公立学校（高校・特別支援学校）の太陽光パネルの設置（令和3年度末現在 29校）
～学校施設を環境・エネルギー教育の教材として活用する国の事業認定校145校（平成10年度～令和4年度）

(イ) 民間団体等の自発的な環境保全活動の促進・協働取組の推進

(施策の基本的な方向性)

- 環境保全意識を持ち主体的に行動できる人づくりを推進する。
- 環境に配慮したライフスタイルの定着を図る。

(施策の方向)

- 民間団体等による自発的な環境保全活動を促進するとともに、関係団体の協働による環境保全活動を推進します。

○ 環境道民会議

- ・道民、事業者、行政が連携して積極的に環境保全活動の取組を推進（参加団体：65団体）
～カーボンニュートラルやSDGsについての基調講演や高校生によるディスカッションを行った「ウィンターミーティング2023」を開催（参加者33名）

○ 企業等との協定による事業の実施

- ・環境保全等に関する協定を締結し、様々な事業を協働で実施（5社）

○ 環境保全活動功労者の表彰

- ・環境保全推進のため長年にわたり献身的な活動を続け、その事績が顕著な個人または団体に対して知事感謝状による表彰を実施（5件）

○ 環境保全推進委員制度

- ・環境保全等に関する施策に道民意見を反映するために設置（50名）

○ (公財) 北海道環境財団への支援

- ・民間団体等による自発的な環境保全活動を促進するため、平成9年度に設立
- ・環境情報の提供や環境保全活動への支援、パートナーシップ形成の拠点となる「北海道環境サポートセンター」の運営など財団の取組に対して支援を実施

イ 環境と経済の好循環の創出

(ア) 環境に配慮した事業活動の推進

(施策の基本的な方向性)

- 事業者の環境に配慮した行動を促進する。
- 道が行う事務・事業における環境配慮を徹底する。
- 環境影響評価の適切な運用を通じて、開発事業における環境配慮を推進する。

(施策の方向)

- 環境に配慮した事業活動や、環境負荷の低い技術・製品・サービスの開発・普及など、企業による自主的な環境保全の取組を促進します。
- 道自らが、率先して、事務・事業の実施にあたり環境に配慮し、環境への負荷の低減に努めます。
- 環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業について、環境影響評価制度の運用により、適切な環境保全措置を確保し、良好な環境の保全を図ります。

○ 環境管理システムの認証制度

- ・ISO14001や北海道環境マネジメントシステムスタンダード（HES）など、環境管理システムの認証制度についてホームページで広く周知

○ 北海道グリーン・ビズ認定制度

- ・令和4年度から開始した「ゼロカーボン・チャレンジャー」登録制度の周知とあわせて、ホームページやメールマガジンを活用して制度を周知（令和4年度末1,487事業所）

○ ゼロカーボン・チャレンジャー登録制度

- ・ゼロカーボン北海道の実現に向け具体的な取組の実行を宣誓した事業所を登録（令和4年度末現在616事業所）

○ 道が行う事務・事業等における環境配慮の推進

- ・庁舎等への太陽光発電設備の導入に向けた調査、庁舎等における照明設備のLED化や道有施設のZEB化の推進、公用車の次世代自動車化に向けたカーシェアリングの試行等を実施
- ・令和4年度環境物品等調達方針を作成しグリーン購入を推進
- ・公共事業等の計画または実施段階での環境配慮を推進
- ・環境に配慮した契約の取組を推進
- ・「道における環境配慮契約への対応方針」に基づき導入可能な取組を推進（産廃処理契約335件、建築物設計契約8件、電気供給契約4件）

○ 環境影響評価制度の運用

- ・環境影響評価法等に基づき、発電所の建設など環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業を対象として、手続きを実施（配慮書15件、方法書4件）

（イ）環境と調和した産業の展開

（施策の基本的な方向性）

- 事業者の環境に配慮した行動を促進する。

（施策の方向）

- 環境との調和に配慮したクリーン農業や有機農業、自然循環型畜産の普及を推進するとともに、有機質資源の有効利用など農業生産活動を通じた環境保全の取組を促進します。
- 「地産地消」や「地材地消」など、関連する産業の発展と環境負荷の低減の両面に資する取組を推進します。

○ 環境と調和した農業の展開

- ・「北のクリーン農産物（YES!clean）表示制度」の推進（令和4年度末現在：登録者225集団、作付面積15,454ha）
～審査会の開催、産地や流通業者との意見交換、消費者出前講座や学校給食での食材提供、イベント等でのPR
- ・堆肥等の有機物の施用などによる土づくりに努め、化学肥料や化学合成農薬の使用を必要最小限にとどめるクリーン農業やそれらを基本的に使用しない有機農業を推進
～有機農業ネットワーク交流会の開催、生産者向けセミナーの開催、農業体験や販売会の開催、ネット販売講座の開催
- ・有機JAS制度の普及啓発の実施（令和4年度末現在：332戸）

○ 環境と調和した林業の展開

- ・生物多様性の保全に配慮した森林整備事業の促進
- ・第三者機関が環境に配慮した森林経営が行われている森林を認証する「森林認証制度」の取組の実施（認証森林面積約152万ha）

○ 環境と調和した水産業の展開

- ・藻場や干潟等の保全活動等を行う組織に対する支援の実施

○ 環境と調和した観光産業の展開

- ・アウトドア観光やグリーンツーリズムなど地域の自然を活かした体験型観光の促進
- ・アウトドア資格制度の講習会や体験型観光のPRとともに、地域における美化活動に対する支援や意識・マナーの普及啓発を実施

(ウ) 環境ビジネスの振興

(施策の基本的な方向性)

- 地域特性等を踏まえた環境関連ビジネスの振興を図る。

(施策の方向)

- 多様で豊富なエネルギー資源や先進的な技術など本道が持つ優位性や特性を活かして、環境産業の育成・振興を図ります。
- 事業活動において気候変動から受ける影響を低減させる「気候リスク管理」や、「適応」を新たなビジネス機会として捉え、適応の取組に効果的な製品の販売やサービスの提供などを行う「適応ビジネス」の取組の促進を図ります。

○ 環境関連ビジネスの普及

- ・道内の環境関連企業が開発した製品や取組の普及啓発
- ・国内外の最新情報をセミナーの開催や展示会の出展を通じて道内外の企業や道民に広く普及
～環境・エネルギービジネスセミナー：156人参加
～展示会（ENEX2023：19社参加、3,018人来場）
- ・環境・エネルギー関連機器の技術開発・製品開発に対する補助や環境関連産業への参入促進と販路拡大に向けた支援
- ・リサイクル産業創出事業補助（1件）や中小企業の競争力の強化に向けた助成（38件）など、環境関連産業への支援の実施
- ・環境関連産業の振興を図るため、関係者の連携強化や施設整備の促進、各種情報の提供等支援などを実施
- ・海外企業とのオンライン商談会の開催により、環境関連技術・ノウハウを有する道内企業の海外展開を支援

ウ 環境と調和したまちづくり

(施策の基本的な方向性)

- 環境影響評価の適切な運用を通じて、開発事業における環境配慮を推進する。
- 環境への配慮を織り込んだまちづくりや地域づくりを推進する。

(施策の方向)

- 持続可能で質の高い暮らしの場を目指し、まちなか居住の促進やまちに必要な機能の集約などの取組と、低炭素化やエネルギーの地産地消、資源の域内循環などの取組を連携させたまちづくりを進めます。
- 一定規模以上の開発行為に対し、各種開発許可制度を適正に運用し、無秩序な開発を抑制し、環境に配慮した土地利用を促進します。

○ 環境に配慮した住まいづくり

- ・「北方型住宅」
～「北方型住宅ZERO」の創設などに向けた有識者会議を開催したほか、住宅建設に携わる技術者の専門知識の習得や技術力の向上を図るため講習会等を開催（北方型住宅技術講習会、411人）
- ・「北海道住生活基本計画」
～既存住宅の省エネルギー改修の促進など、住まいの脱炭素化に向けた取組を推進
- ・長期優良住宅
～国に対して普及に必要な技術開発や財政支援を要望するとともに、制度の周知等を実施。

○ 土地利用に際しての計画

- ・一定規模以上の道路や土地区画整理事業等について、環境影響評価を行い、環境保全に配慮した都市計画を決定

○ 土地の利用に際しての規制等

- ・「特定の開発行為の規制」
1 ha以上の資材置場又は工場用地の造成、土石の採取などを規制
令和4年度は許可（14件）や監視指導（67件）、事前相談（24件）、事前審査（22件）を実施

エ 基盤的な施策（調査研究・情報提供・国際的な取組）

(施策の基本的な方向性)

- 関係機関等と連携した調査研究・環境保全技術開発を推進する。
- 環境保全に資する国際的な取組を推進する。

(施策の方向)

- 地域の環境問題の解決に向け、実態把握や解析、環境保全技術の開発などの調査研究を推進します。
- 環境の状況や環境保全活動の取組状況、環境に関する調査研究の成果など、多様なニーズに対応できる環境情報の収集・提供をすすめます。
- 国際機関や国、民間団体等の関係機関等と連携して、情報交換や技術協力など環境に関する国際的な取組を推進します。

○ **環境に関する調査研究の推進（地方独立行政法人北海道立総合研究機構）**

【研究開発】

- ・エネルギー（地熱・地中熱、バイオマス、熱電併給など）
- ・循環資源（太陽光パネル、廃プラ処理、汚泥処理など）
- ・生物多様性保全（湿原再生、外来種防除、エゾシカやヒグマなど）
- ・地域環境保全（水環境、PM2.5、騒音・振動、鉱山廃水など）
- ・気候変動（気候変動影響、地域の適応策など）

【監視指導、普及活動・技術支援】

- ・大気汚染防止法等に基づく立入検査における汚染物質の測定、分析等
- ・技術相談、教育機関への環境教育教材の提供、依頼試験等

○ **環境情報の提供**

- ・ホームページやメールマガジン「北海道環境メッセージ」（登録者数5,775人）による環境施策に関する情報の提供
- ・GIS（地理情報システム）を活用し、水質測定結果や騒音規制

○ **環境保全に関する国際的な取組の推進**

- ・発展途上国からの環境に関する研修生の受入（令和4年度：0人）

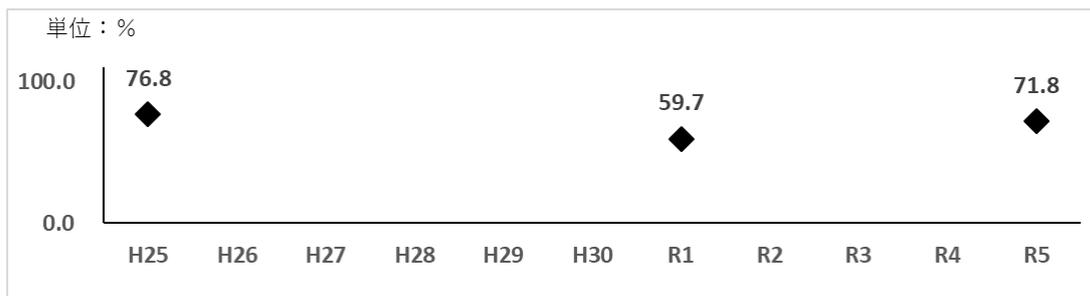
<進捗状況の評価と課題>

ア 環境に配慮する人づくりの推進

(ア) 環境教育の推進・環境に優しいライフスタイルの定着

【「環境配慮活動実践者」の割合】(指標)

- 令和5年度に実施した道民意識調査では、環境配慮活動実践者の割合は71.8%となっており、令和元年度の59.7%から12.1ポイント上昇した。
道民の環境への関心が高まり、環境に配慮した行動の増加につながっているものと考えられる。
- 引き続き、ホームページやイベントの実施、環境道民会議など様々な主体との連携を通じ、より多くの道民、事業者に対して環境に配慮した行動の実践を促す。

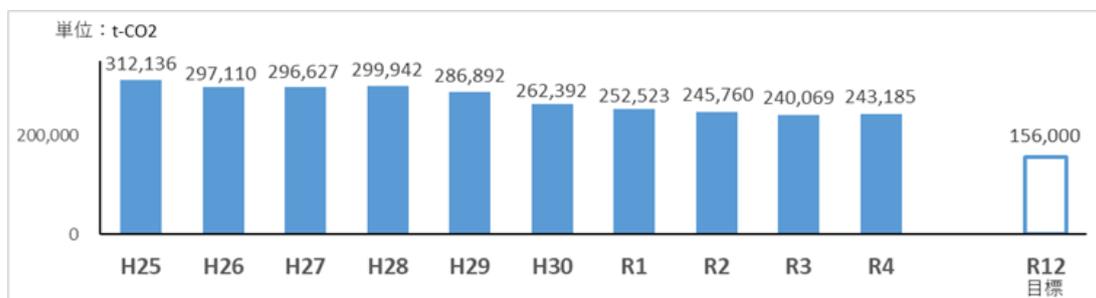


イ 環境と経済の好循環の創出

(ア) 環境に配慮した事業活動の推進

【道の事務・事業における温室効果ガスの排出量】(指標)

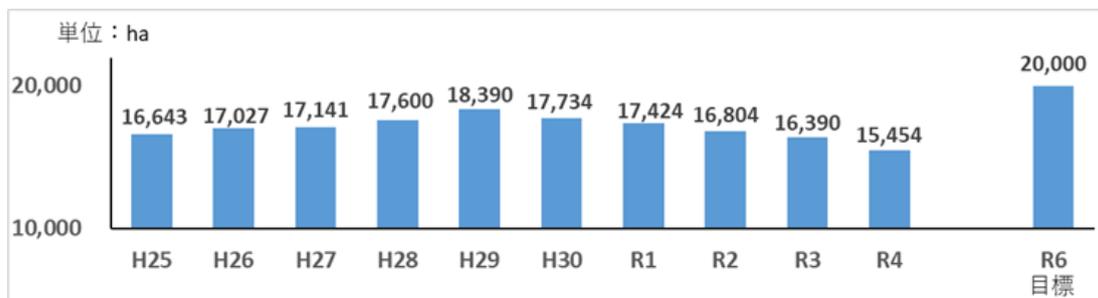
- 基準年度（平成25年度）から令和4年度までに22.1%減少している。
前年度からの増加要因としては道立公園や体育センター、美術館等における電気の使用量増加によるもので、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の終了によるイベントの再開や利用者の増加等の影響によるものと考えられる。
- 目標の達成に向けて、引き続き、職場での一層の省エネの率先実行などにより、特に全排出量の約54%を占める電気に対する対策を重点的に進めるほか、改築される庁舎のZEB化や公用車の次世代自動車化などを推進する。



(イ) 環境と調和した産業の展開

【YES!clean作付面積】(個別指標)

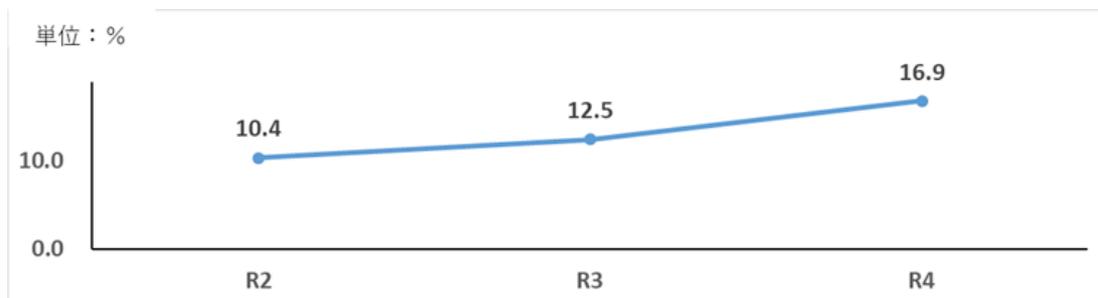
- 平成30年度以降はYES!clean作付面積が減少傾向にある。
原因は、気候変動に伴う病虫害の発生増加や高齢化による生産集団の解散など。
- 産地に対する働きかけや新技術の開発・普及に加え、消費者・流通業者へのPRによる消費拡大に取り組む。



(ウ) 環境ビジネスの振興

【環境関連ビジネスを実施する企業の割合】(補足データ)

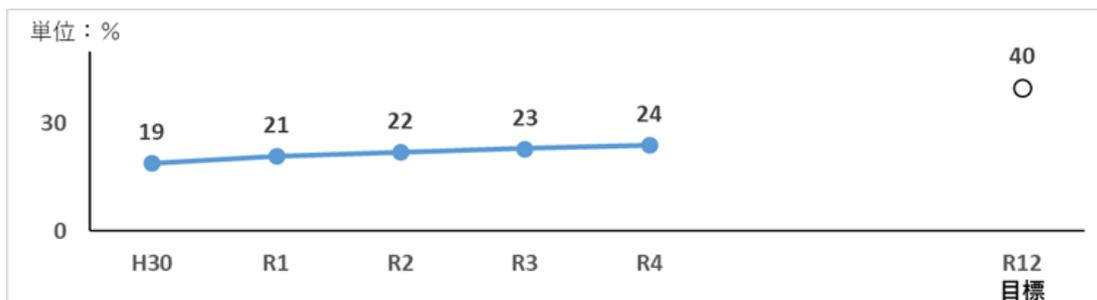
- 環境関連ビジネスを実施する企業が順調に増加した。
環境やリサイクルへの意識醸成の進展や世界的な脱炭素への潮流によるものと推察される。
- 数値の更なる向上に向けて、引き続き取組を進める。



ウ 環境と調和したまちづくり

【省エネ基準に適合する住宅ストックの割合】（個別指標）得

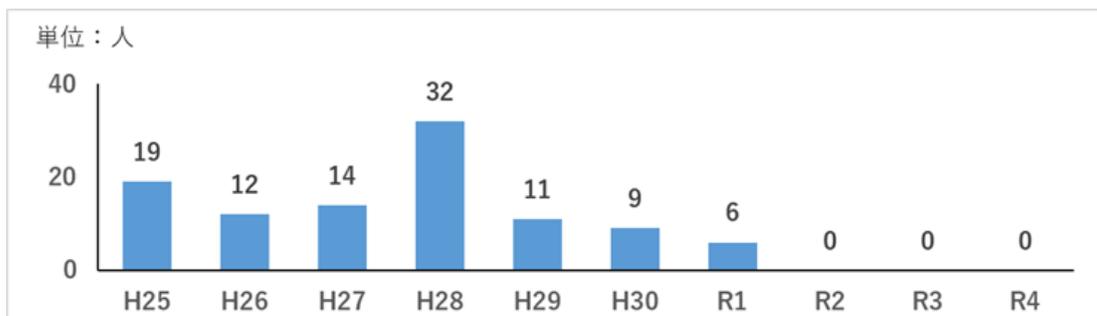
- 省エネ基準に適合する住宅ストックは、平成30年度以降概ね順調に増加している。
北方型住宅の普及推進を図るとともに、市町村における脱炭素社会に向けた取組の支援などにより増加しているものと推察する。
- 再生可能エネルギーや道産木材の活用など脱炭素化に資する対策を取り入れた「北方型住宅ZERO」等の普及やモデル団地の展開のほか、既存住宅の省エネルギー改修の促進を図る。



エ 基盤的な施策（調査研究・情報提供・国際的な取組）

【環境分野における海外からの研修受入人数】（補足データ）

- 令和4年度の環境分野における海外からの研修受入人数は、令和3年度に引き続き0人となっている。
新型コロナウイルス対策の影響によるものと推察される。
- （独法）国際協力機構（JICA）等と連携し、開発途上国の環境分野における研修生の受入に努める。



<今後の取組>

ア 環境に配慮する人づくりの推進

- ・地域環境学習普及事業や環境学習講座への講師派遣を実施するほか、環境に配慮したイベントを実施するためのチェックシートに取り組むことにより省エネルギーの徹底や廃棄物排出量の削減、自然環境保護など環境に配慮した行動を意識付け

イ 環境と経済の好循環の創出

- ・環境管理システムの認証制度について、ホームページ等により広く周知を実施
- ・庁舎等への太陽光発電設備の導入を進めるほか、照明設備のLED化や道有施設のZEB化の更なる推進、公用車の次世代自動車化に向けた検討会を開催
- ・グリーンビズ認定制度について、引き続き、「ゼロカーボン・チャレンジャー」登録制度と連携して、ホームページやメールマガジンを活用した周知を実施
- ・令和5年度環境物品等調達方針を作成し、グリーン購入を推進
- ・YES! cleanについて、審査会の開催、産地や流通業者との意見交換、消費者出前講座や学校給食での食材提供、イベント等でのPRにより、YES! clean農産物の生産や流通・消費の拡大を推進
- ・有機農業ネットワーク交流会、生産者向けセミナー、ネット販売講座の開催により、有機農業への参入・定着や消費者の理解醸成を促進
- ・環境関連ビジネスについて、道内の環境関連企業が開発した製品や取組、国内外の最新情報をセミナーの開催や展示会への出展を通じて道内外の企業や道民に広く普及啓発を実施

ウ 環境と調和したまちづくり

- ・「北方型住宅ZERO」等の普及やモデル団地の展開のほか、既存住宅の省エネルギー改修の促進を図るとともに、省エネ住宅の取得・改修等や集会場等の省エネ改修などへの支援を実施
- ・長期優良住宅について、国に対して普及に必要な技術開発や財政支援を要望するとともに、制度の周知等を実施

エ 基盤的な施策（調査研究・情報提供・国際的な取組）

- ・国際機関や国、民間団体等の関係機関等と連携して、情報交換や技術協力などに努める。